

第四十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十一号

昭和三十三年二月二十六日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事首藤 新八君 理事白濱 仁吉君

理事中村 幸八君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事神田 博君

理事菅野和太郎君 理事齋藤 憲三君

理事笹本 一雄君 理事伊平君

理事田中 榮一君 理事龍夫君

理事林 博君 理事山手 満男君

理事島田 利春君 理事小林 ちづ君

理事多賀谷眞稔君 理事中村 重光君

理事西村 力弥君 理事山口シヅエ君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員 通商産業政務次 廣瀬 正雄君

官 通商産業行政官 樋口 誠明君

中小企業行政官 樋口 誠明君

通商産業事務官 加藤 悌次君

中小企業行政官 加藤 悌次君

委員外の出席者 議員 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

参事 田中 武夫君

欠として海部俊樹君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十三日 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

同月二十五日 中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出第一一六号)

同月二十三日 スーパーマーケット調整に関する請願(首藤新八君紹介第一五六四号)

中小企業工場集約化制度に関する請願(坂田英一君紹介第一六一六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業基本法案(内閣提出第六五号)

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

中小企業近代化促進法案(内閣提出第七〇号)

中小企業指導法案(内閣提出第七六号)

中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出第一一六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

中小企業基本法案(永井勝二郎君外三十名提出、衆法第一〇号)

中小企業組織法案(永井勝二郎君外三十名提出、衆法第一〇号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正

正する法律案(内閣提出第六九号)

○逢澤委員長 これより会議を開きます。

まず、去る二月十九日に当委員会に付託された内閣提出、中小企業基本法案を議題とし、審査に入ります。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 中小企業構造の高度化等(第九条―第十六条)

第三章 事業活動の不利の補正(第十七条―第二十二条)

第四章 小規模企業(第二十三条)

第五章 金融、税制等(第二十四条―第二十五条)

第六章 行政機関及び中小企業団体(第二十六条―第二十七条)

第七章 中小企業政策審議会(第二十八条―第三十三条)

附 則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社

会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとって、今後も変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとって大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にか

んがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業者の地位の向上に資することにあるものとする。

(中小企業者の範囲)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が前条の目標を達成するため効果的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本の額は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目標を達成

するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 近代化設備の導入等中小企業者の設備の近代化を図ること。

二 技術の研究開発の推進、技術者の養成等によって中小企業者の技術の向上を図ること。

三 近代化の経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によって中小企業の経営管理の合理化を図ること。

四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集約化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化（以下「中小企業構造の高度化」と総称する。）を図ること。

五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。

六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によって中小企業の事業活動の機会を適正な確保を図ること。

八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

2 前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の均衡あ

る成長発展に資するように講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）
第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて講ずるよう努めなければならない。

（法制上の措置等）
第五条 政府は第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（中小企業者の努力）
第六条 中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

2 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条第一項又は第四条の施策の実施について協力するようしなければならない。

（調査）
第七条 政府は、中小企業政策審議会の意見をきいて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするために必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（年次報告等）
第八条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に關して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 中小企業構造の高度化等

（設備の近代化）
第九条 国は、中小企業の設備の近代化を図るため、中小企業者が近代化設備の設置その他資本設備の増大、設備の配列の合理化等をする事ができるように必要な施策を講ずるものとする。

（技術の向上）
第十条 国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の設備、技術の研究開発の推進、技術指導及び技術者の研修の事業の充実等必要施策を講ずるものとする。

（経営管理の合理化）
第十一条 国は、中小企業の経営管理の合理化を図るため、経営の診断及び指導並びに経営管理者の研修の事業の充実、経営の診断及び指導のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（企業規模の適正化）
第十二条 国は、中小企業の企業規模の適正化を図るため、中小企業者が企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑に行なうことができるようにする等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前三条の施策を講ずるにあつては、中小企業の企業規模の適正化につき必要な考慮を払うものとする。

3 政府は、特に中小企業の企業規模の適正化を必要とする業種について、適正な生産の規模その他の適正な企業の規模を定め、これを公表しなければならない。

（事業の共同化のための組織の整備等）
第十三条 国は、第九条から前条までの施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集約化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化、企業規模の適正化等を効率的に実施することができるようになるため必要な施策を講ずるものとする。

（商業）
第十四条 国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるよう、第九条又は第十一条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における経営形態の近代化のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小商業について第九条若しくは第十一条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあつては、地域的条件につき必要な考慮を払うものとする。

（事業の転換）
第十五条 国は、中小企業者が需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるにあつては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。

（労働に関する施策）
第十六条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要

な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 事業活動の不利の補正（過度の競争の防止）
第十七条 国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようその組織を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（下請取引の適正化）
第十八条 国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるようになるため必要な施策を講ずるものとする。

（事業活動の機会を適正な確保）
第十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会を適正な確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（国等からの受注機会の確保）
第二十条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に關し、中小企業者の受注の機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

（輸出の振興）
第二十一条 国は、中小企業が生産する物品の輸出の振興を図るた

め、中小企業が生産する輸出に係る物品の競争力を強化するとともに、輸出入の秩序の確立、海外市場の開拓等必要な施策を講ずるものとする。

（輸入品との関係の調整）

第二十二條 国は、主として中小企業が生産する物品につき、輸入に係る物品に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、物品の輸入によってこれと競争関係にある物品を生産する中小企業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 小規模企業

第二十三條 国は、小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。）に対して第三條第一項の施策を講ずるにあたっては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるよう必要な考慮を払うものとする。

第五章 金融、税制等

（資金の融通の適正円滑化）

第二十四條 国は、中小企業に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する

適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

（企業資本の充実）

第二十五條 国は、中小企業の企業資本の充実を図るため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 行政機関及び中小企業団体

（中小企業行政に関する組織の整備等）

第二十六條 国及び地方公共団体は、第三條第一項又は第四條の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（中小企業団体の整備）

第二十七條 国は、中小企業者が協力してその事業の成長発展と地位の向上を図ることができるよう、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章 中小企業政策審議会

（設置）

第二十八條 総理府に、附屬機関として、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十九條 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

第三十條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第三十一條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

中小企業政策審議会

中小企業基本法（昭和三十八年法律第 号）の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。

理由

中小企業がわが国の経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみ、最近における中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処して中小企業の成長発展を図るため、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○達澤委員長 ます、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 中小企業基本法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の中小企業が、鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の

第三十二條 審議会の庶務は、中小企業庁長官官房において処理する。

（委任規定）

第三十三條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中輸出会議の項の次に次のように加える。

開拓、雇用機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献して参りましたことは、すでに国民一人々々が高くこれを評価しているところであります。

しかるに、最近に至りまして、生産性等の著しい企業間格差は、中小企業の経営の安定と、その従事者の生活水準の向上にとって大きな制約要因となりつつあります上に、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と労働力の供給の不足とは、中小企業の存立基盤を大きく変化させようとしているのであります。

わが国の中小企業をこのような状態に放置いたしますときは、その事業経営の安定をそそない、ひいては国民経済の健全な成長発展をも達成し得なくなるものと、深く憂慮いたしておる次第であります。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の成長発展をはかるため、その経済的、社会的制約による不利を補正し、中小企業者の自主的努力を助長して、生産性を向上し、取引条件を改善するよう格段の努力をいたさねばならないと考える次第であります。このことは、中小企業の経済的、社会的使命にわたるゆえんのものであるとともに、わが国経済の均衡ある成長を達成しようとする国民のすべてに課された責務であるとかたく信ずるものであります。

このような考えのもとに、ここに中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、前文におきましては、以上に申し述べましたような趣旨を明らかにいたし、次いで第一章総則におきまして、

第一に、中小企業に関する国の政策の目標は、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的、社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的努力を助長して、中小企業の成長発展をはかり、あわせてその従事者の地位の向上に資することと規定しております。

これは、中小企業の成長発展を国民経済と遊離して考えることは非現実的であり、国民経済もまた均衡成長を果たすことなく高度成長を達成すること

はできないとの観点に立つて、国民経済の成長発展の方向に即しつつ、生産性等の企業間格差が是正されるように中小企業の生産性と取引条件が向上することを目的として、中小企業の成長発展をはかつて参ることが必要と考えたためであります。

第二に、本法案の対象とする中小企業者の範囲を、製造業者等にあつてはおおむね資本金五千万円以下または従業員数三百人以下、商業、サービス業にあつては同じく一千万円以下または五十人以下とし、具体的には諸般の施策が最も効果的に運用されるよう、施策ごとに弾力的に定めるべきであるとしたしております。

第三に、第一に述べました目標を達成するため、国は、ひとり産業政策の分野のみならず、その政策全般にわたる必要な施策を総合的に講じなければならぬこととしておりますが、その際重点的に取り上ぐべき方向づけとして設備の近代化以下八項目を明らかにいたすとともに、地方公共団体もこれに準じて施策を講ずるよう、また、中小企業者以外の者もこれらの施策の実施について協力するよう要請しております。

これは、中小企業の成長発展をはかることが国民経済的課題であることにかんがみ、国は、その産業経済、財政金融、科学技術、社会労働等諸般の政策を通じて、また、国民は一致協力して問題の解決に当たるべきであると考えたためであります。

第四に、政府に対しまして、施策の実施に必要な法制上、財政上の措置をとるべきこと、中小企業の実態を明らかにするための調査を実施すべきこと

と、並びに中小企業の動向及び施策に関し、国会に年次報告を提出すべきことを義務づけております。

以上が第一章の主たる内容であります。第二章から第六章までにおきましては、第一章で方向づけられました必要な施策をつきまして、その方針をそれぞれ明らかにいたすこととしております。

第二章におきましては、主として中小企業の体質改善に関する施策につきまして、その方針を明らかにすることといたしております。

第一に、中小企業の設備の近代化、技術の向上、経営管理の合理化のため、積極的に施策を推進することとしたしております。

第二に、中小企業の諸問題は、根本的には企業規模が過小であることから生じていることにかんがみ、これを抜本的に改善いたし、生産性と取引条件が最も向上するように基盤を整備するため、中小企業構造の高度化の方策として、企業規模の適正化、事業の共同化、事業転換の円滑化及び小売商業における経営形態の近代化のための施策の方針を宣明いたしております。

すなわち、その一といたしまして、企業規模の適正化をはかるため、事業経営の規模の拡大、企業の合併、共同出資会社の設立等を円滑化するよう必要な施策を講ずるとともに、政府に対しこれに関する指標を作成すべきことを義務づけ、その二として、事業共同化のための組織の整備、工場店舗等の集約化その他の助成を行ない、中小企業者が体質改善するにあたり、協同してこれを効果的に推進できるように必要な施策を講ずべきことといたしております。

ます。このほか、特に流通機構の合理化の趨勢に中小商業者が対処し得るように必要な配慮をなすべきこと、及び中小小売商の経営形態の近代化のために必要な施策を講ずべきことといたしております。なお、需給構造の変化等により他の業種に転換しようとする場合に、これを助成するため必要な施策を講ずべきことといたしております。

第三に、中小企業における労働関係の適正化、従業員の福祉の向上をはかるため必要な施策を講ずるとともに、最近における求人難に対処すべく、職業訓練、職業紹介の事業の充実等により、労働力確保のために必要な施策を講ずべきことを規定いたしております。

第三章、事業活動の不利の補正におきましては、中小企業の事業活動面における環境の整備をはかつて、その不利を補正し、もって体質改善の推進に資するという趣旨に出で、そのための施策の方針を明らかにいたしております。

第一に、中小企業の過度の競争を防止するとともに、下請取引を適正化するため、下請代金の支払い遅延の防止等、及び下請関係の近代化の施策を講ずることとしております。

第二に、中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため必要な施策を講ずるよう規定いたしております。これは、最近における需給構造等の変化に伴う大企業等の進出に対し、これに起因する社会的、経済的摩擦を回避し、中小企業の経営の安定が阻害されることのないよう措置することが必要

であると考えたためであります。

また、これと関連いたしまして、中小企業製品と競合する物品の輸入により中小企業に重大な影響を与えるおそれがある場合には、緊急に輸入調整等の措置も講じ得るよう規定いたしております。

第三に、中小企業製品の輸出の振興、国等からの受注機会の確保、その他需要の増進をはかるため必要な施策を講ずべきこととしておるのであります。

第四章におきましては、小規模企業者について、特にその経営の改善発達とその従事者の生活の安定につき必要なる考慮を払うよう規定いたしております。これは、数多くの小規模企業者に対しては、一般の中小企業政策に加えて、諸般の施策が円滑に実施されるように特に手厚い施策を講ずる必要があるからであります。

第五章におきましては、中小企業の体質を改善し、経営の安定をはかるため、中小企業に対し、資金の融通を適正円滑化し、企業資本の充実を促進することがきわめて重要な政策手段であることにかんがみ、このための必要な施策を講ずるよう規定いたしております。

次に、第六章におきましては、行政機関の整備と行政運営の改善に努めるよう規定いたすとともに、中小企業者が事業の共同化、事業活動の自主的調整等により、その成長発展と地位の向上をはかるため組織化を推進することが特に必要であることにかんがみ、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき、必要な施策を講ずることといたしております。

最後に、第七章におきましては、中小企業政策に関する重要事項を調査審議せしめるため、総理府に、中小企業政策審議会を設置することとしたし、その組織等について必要な規定を定めております。

中小企業基本法案の概要は以上の通りであります。ここに示された施策の方向に従い、今後にわたって施策の拡充に努め、これを積極的に推進して参る所存であります。なお、三十八年度につきまして、予算案に本法案の趣旨をすでに取り入れておりますが、また、関係法律案につきましては、当面措置すべきものについてすみやかに提案いたすことにしております。

何とぞ慎重御審議の上、本法案に御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○逓選委員長 次に、永井勝次郎君外三十名提出の中小企業基本法案及び中小企業組織法案の両案を一括して議題とし、審査に入ります。

中小企業基本法案

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 中小企業者の組織
- 第一節 通則（第十条―第十四条）
- 第二節 中小企業等協同組合（第十三条・第十四条）
- 第三節 中小企業団体中央会（第十五条・第十六条）
- 第四節 指導者の養成（第十七条）

第三章 産業政策一般

第一節 事業分野の確保（第十八条・第十九条）

第二節 中小企業者に対する官公需の確保（第二十条・第二十一条）

第三節 経営の近代化（第二十二条・第二十七条）

第四節 貿易政策（第二十八条・第三十二条）

第五節 事業の転換その他の場合における施策（第三十三条・第三十四条）

第四章 産業別振興政策

第一節 鉱工業に関する施策（第三十五条・第三十八条）

第二節 商業に関する施策（第三十九条・第四十三条）

第五章 勤労事業者等に対する政策（第四十四条・第四十八条）

第六章 金融税制政策

第一節 金融政策（第四十九条・第五十三条）

第二節 税制政策（第五十四条・第五十七条）

第七章 労働福祉及び社会保障政策（第五十八条・第六十条）

第八章 中小企業者との大規模事業者等との間の紛争の調整（第六十一条・第六十三条）

第九章 調査及び計画並びに年次報告（第六十四条・第六十七条）

第十章 中小企業審議会（第六十八条・第七十八條）

第十一章 補則（第七十九條）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、中小企業者の事業活動が国民経済においてはたす機能の重要性にかんがみ、中小企業者の事業経営の近代化を推進し、中小企業者の事業の維持と発展を図るとともにその協同組織化を促進し、中小企業者及びその雇用する労働者の福祉を増進し、並びに大規模の事業者の事業活動が中小企業者の事業活動に及ぼす不利益な影響を排除する等の措置を講じ、もって国民経済の二重構造を解消して経済民主化の実現を図ることににより中小企業者の経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業政策の基本方針）

第二条 中小企業者に関する施策は、中小企業者の事業活動が国民経済においてはたす機能の重要性にかんがみ、国民経済の二重構造を解消するように樹立され、及び実施されなければならない。

第三条 中小企業者に対する国の施策は、中小企業者が国民経済の発展に十分な貢献をすることができるようになるため、中小企業者の事業活動を助成し、及び中小企業者の事業の維持と発展を図ることをその主たる内容とするべきものであつて、中小企業者を統制し、又はその事業活動を制限することを目的とするものであつてはならない。

第四条 中小企業者に対する国の施策は、中小企業者、労働者及び農民が国民経済をささえており、かつ、その発展のため欠くべからざるものであることにかんがみ、こ

れらの者を対立させるようなものであつてはならず、これらの者をともに向上させるように指向するものでなければならない。

第五条 国は、中小企業者の事業の維持と発展を図るため、中小企業者の協同化を推進するとともに、個々の中小企業者についても直接必要な指導と助成を行なわなければならない。

第六条 国は、中小企業者の営む事業に従事する労働者の所得の増大を図るためには、中小企業者の経済的地位の向上と近代的労使関係の確立が必要であることにかんがみ、その実現のために、中小企業者に対し、積極的に必要な指導及び助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

（施策を樹立する場合における措置）

第七条 国は、中小企業者に対する施策を樹立し、又は実施しようとするときは、これに中小企業者の意見が反映するようにするため、あらかじめ、中小企業者の意見をきき、又はその協力を求める等の措置を採るようしなければならない。

（中小企業者の設置）

第八条 国は、中小企業者に対する施策を積極的に推進するための行政機関として、別に法律で定めるところにより、中小企業省を設置する。

（中小企業者の定義）

第九条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社（前号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者を除く。）にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

この法律において「勤労事業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおむね十人以上の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他

の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者であつて、常時使用する従業員の数がおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 この法律に規定する諸条項を実施するための法律の規定により設立された団体であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

この法律に規定する諸条項を実施するための法令において、特定の業種については、中小企業者の範囲につき別段の定めをすることができ。

第二章 中小企業者の組織

第一節 通則

第十条 中小企業者の組織は、中小企業者が事業活動の機会を確保し、及びその安定と発展を期するために、相互扶助の精神に基づき自主的に団結するもので、原則として、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。

二 構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 剰余金の配当は、主として事業の利用分に応じて配当をするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められること。

ていること。

2 中小企業者の組織の運営に当たっては、前項の趣旨に沿うため、次の各号に掲げる事項が守られなければならない。

一 その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なわれないこと。

二 特定の政党のために利用しないこと。

3 中小企業者の組織は、中小企業者が積極的に加入して協同活動を行なうことによつてその共通の利益を増進しうやうなものでなければならない。

(種類)
第十一条 この法律による中小企業者の組織する団体は、次のものとする。

- 一 中小企業等協同組合
 - イ 事業協同組合
 - ロ 勤労事業協同組合
 - ハ 下請協同組合
 - ニ 商店街協同組合
 - ホ 環境衛生協同組合
 - ヘ 共済協同組合
 - ト 信用協同組合
 - チ 企業協同組合
 - リ 協同組合連合会
 - 二 中小企業団体中央会
 - イ 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）
 - ロ 全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）
- 第十二条 中小企業等協同組合及び

中小企業団体中央会の設立には、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 前項の認可は、設立の手續その他の事項が法令に違反せず、又は法律で定める設立の基準に適合する限りは、これをしななければならないものとする。

第二節 中小企業等協同組合（組織）

第十三条 事業協同組合は、主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

2 勤労事業協同組合は、その地区内において事業を行なう勤労事業者で組織するものとする。

3 下請協同組合は、主としてその地区内において下請により事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

4 商店街協同組合は、主としてその地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

5 環境衛生協同組合は、主としてその地区内において環境衛生関係の業種に属する事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

6 共済協同組合は、主としてその地区内において事業を行なう中小企業者で組織するものとする。

7 信用協同組合は、その地区内において事業を行なう中小企業者、その信用協同組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又はその信用協同組合の地区内において勤労に従事する者で組織するものとする。

8 企業協同組合は、個人で組織するものとする。

9 協同組合連合会は、第十一条第一号に掲げる中小企業等協同組合（以下「組合」という。）等で組織するものとする。

(事業)

第十四条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、主として次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員のためにする経済事業

二 組合員のためにする調整事業

三 組合員のためにする団体協約の締結

2 共済協同組合は、組合員のために、事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業を行なうものとする。

3 信用協同組合は、組合員のために、金融事業を行なうものとする。

4 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の業種に属する事業を行なうものとする。

5 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業の一部を行なうものとする。

一 協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）のためにする経済事業

二 会員が行なう調整事業の全部又は一部についての総合調整事業

三 その所屬員のためにする団体協約の締結

四 会員が行なう共済事業の再共

済に関する事業

五 会員のためにする金融事業

第三節 中小企業団体中央会（会員の資格）

第十五条 都道府県中央会は、都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合及び定款で定めるその他の者で組織するものとする。

2 全国中央会は、都道府県中央会、全国の区域を地区とする組合及び定款で定めるその他の者で組織するものとする。

(事業)

第十六条 都道府県中央会は、主として組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡に関する事業を行なうものとする。

2 全国中央会は、主として都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡に関する事業を行なうものとする。

第四節 指導者の養成

第十七条 国は、中小企業の組織の拡充を図り、及びその事業活動を促進するため、中小企業者の組織活動の指導者の養成機関を設置し、又は国以外の者が設置するその指導者の養成施設に対し助成しなければならない。

第三章 産業政策一般

第一節 事業分野の確保

(中小企業者の事業分野の確保)
第十八条 国は、中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図るため、中小企業者の事業分野として適切であると認められる業種に属する事業については、これを中小企業者の事業分

野として確保するものとする。

第十九条 政府は、前条の中小企業者の事業分野の確保を図るため製造業、建設業及びサービス業に属する事業のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大規模の事業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められる事業を指定するものとする。

2 国は、前項の規定に基づき指定された業種に属する事業については、大規模の事業者がその事業を新たに開業し、又は事業設備を新設し、若しくは増設することに対して必要な規制をするものとする。

第二節 公需の確保

第二十条 国、地方公共団体及び公共企業体等は、中小企業者の事業活動の機会を確保するため、官公需に係る発注の総金額の一定割合以上の金額に相当する物資又は役務を中小企業者から調達するよう努めなければならない。

第二十一条 政府は、毎会計年度、国、地方公共団体及び公共企業体等がそれぞれ中小企業者に対してする発注の金額が官公需に係る発

注の総金額に対して占めるべき割合を定めるものとする。

第三節 経営の近代化

(経営の近代化のための施策)

第二十二條 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業経営の近代化を推進するため、機械化の推進、科学技術の導入、経営規模の適正化、生産品又は販売品の専門化、技能者訓練の徹底、科学的経営管理方法の採用、労使関係と労務管理の改善等に関し必要な施策を講ずるとともに、中小企業者のための投資機関の整備に関し必要な施策を講じなければならない。

(中小企業センター)

第二十三條 地方公共団体は、中小企業者の事業経営の近代化と事業活動の発展に資するため、企業経理の共同計算、経営技術指導、企業診断、商工業等に関する情報の提供、経済調査、中小企業者及び従業員の教育訓練、金融のあっせん等の業務を行なう中小企業センターを設置するように努めなければならない。

2 国は、前項の中小企業センターを設置する地方公共団体に対し、必要な補助を行なうものとする。
(中小企業者等に対する経営及び技術教育)

第二十四條 国は、特に中小企業者の事業経営に関する能力及びその従業員の技能の向上を図るため、経営及び技術に関する教育訓練について必要な施策の整備その他の措置を講じなければならない。
(試験研究機関の拡充)

第二十五條 国及び地方公共団体は、その試験研究機関を拡充して中小企業者の科学技術の向上に寄与するように努めなければならない。

(設備の近代化に対する助成)

第二十六條 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が近代化的機械器具を取得するための資金を確保し、及び中小企業者に対して近代的機械器具を貸し付けるために必要な措置を講じなければならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、組合がその構成員の事業経営の近代化を図るための共同施設を新設し、又は増設する場合においては、補助金を交付し、又は資金の貸付けをする等の措置を講じなければならない。

第四節 貿易政策

(市場調査等を行なう施設の整備)

第二十八條 国は、中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るため、海外における市場調査、市場開拓及び商品の普及宣伝を行なう施設を整備する措置を講じなければならない。

2 国は、中小企業者が設置する前項に掲げる事業を行なう施設については、その設置及び運営に要する経費の一部を補助する措置を講じなければならない。

(海外における事業活動に対する助成)

第二十九條 国は、中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動に対し、積極的に指導

し、及び援助するための措置を講じなければならない。

(特産品の輸出の助成)

第三十條 国は、主として中小企業者の生産に係る伝統的な特産品の輸出の振興を図るため、中小企業者が設置するこれらの特産品の品質及びデザイン等の向上を図るための施設については、その設置及び運営に要する経費の一部を補助する措置を講じなければならない。

(貿易金融等に対する助成)

第三十一條 国は、中小企業者が生産した商品の輸出及びその商品の原材料の輸入に関し、資金の確保、輸出保険等について必要な助成措置を講じなければならない。

(輸入品との関係の調整)

第三十二條 国は、物品の輸入によつてこれと競争関係にある物品を生産する中小企業者に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、当該輸入する物品について、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講じなければならない。

第五節 事業の転換その他の場合における施策

(衰退業種に対する措置)

第三十三條 国及び地方公共団体は、経済事情の変更に伴う衰退する業種に属する事業を営む中小企業者の存立又は事業活動が著しく困難となる場合においては、その者の事業経営の協同化又は事業の転換に対し、積極的に援助し、及び応急的救済のための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、企業整理を行なうために同項の措置を採ることを認める趣旨のものと解釈してはならない。

(地域開発等の場合における中小企業者に対する配慮)

第三十四條 国、地方公共団体及び公共企業体等は、低開発地域、臨海工業地帯、工場団地等を造成し、又は開発するに当たっては、中小企業者の事業活動の機会を確保するように配慮しなければならない。

2 国、地方公共団体及び公共企業体等は、その所有する土地又は施設を事業者の事業の用に供しようとするに当たっては、中小企業者についてその機会を確保するように配慮しなければならない。

第四章 産業別振興政策

第一節 鉱工業に関する施策

(工業生産部門における取引関係の原則)

第三十五條 工業生産部門において中小企業者が大規模の事業者に対する従属性を脱却して経済的に対等な関係を樹立するためには、中小企業者と大規模の事業者との間の取引関係は、公正であり、かつ、平等な取引の機会が確保されるものでなければならない。

(下請関係についての国の施策)

第三十六條 国は、前条の趣旨の実現を図るため、大規模の事業者が取引関係における自己の優越的な地位を利用して下請により事業を行なう中小企業者に対して行なう拘束を排除するため必要な措置を講じなければならない。

(鉱業に対する助成)

第三十七條 国は、国内の地下資源の開発の促進を図るため、地下資源開発事業の特殊性にかんがみ、当該事業を行なう中小企業者に対し、探鉱及び採鉱について、資金の確保、技術指導等必要な助成措置を講じなければならない。

(鉱工業品の標準化)

第三十八條 国は、鉱工業生産部門における中小企業者の生産能力の増進その他生産の合理化及び取引の円滑化を図るため、主として中小企業者の生産に係る鉱工業品に關し適正かつ合理的な工業標準を制定し、及びその普及に努めなければならない。

第二節 商業に関する施策

(商業に関する施策の目標)

第三十九條 国は、中小企業者が小売商業部門においてはたしている経済的機能及び中小企業者が会社構成上占める地位の重要性にかんがみ、小売業を行なう中小企業者の経営の近代化、小売商業部門における正常な経済秩序の確保、中小企業者と大規模の事業者等との間における取引条件の改善その他小売業を行なう中小企業者の経営の安定を図るため必要な措置を講じなければならない。

(商品の流通秩序の維持)

第四十條 国は、製造業者又は卸売業者が行なう小売業に關し製造業者又は卸売業者と小売業者との間に過度の競争が行なわれることにより、小売業を行なう中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、小売業を行なう

中小企業者の経営が著しく不安定となっており、又はなるおそれがある場合においては、商品の正常な流通秩序を維持し、及び小売商業部門における中小企業者の存立を擁護するため、これらの者の間の業務分野を調整するため必要な措置を講じなければならない。

2 政府は、製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の業務分野に関し前項の調整措置を講ずる必要があると認めるときは、当該調整措置を講ずべき商品及び地域を指定するものとする。

3 政府は、前項の規定に基づく指定をしたときは、その指定の際現に当該指定に係る地域内において当該指定に係る商品の小売業を行なっている当該商品の製造業者又は卸売業者が当該指定をした後当該地域内において当該商品の小売業のための設備を新設し、又は増設することについて必要な規制をするものとする。

4 政府は、第二項の規定に基づく指定をした後は、当該指定に係る地域内においては、当該指定に係る商品の製造業者又は卸売業者が当該商品の小売業を新たに開業することについて必要な規制をするものとする。

第四十一条 国は、生活必需品の販売が行なわれる小売市場の濫立により、小売業を行なう中小企業者相互間の競争が過度に行なわれることとなりそのため当該中小企業者の経営が著しく不安定となるおそれがある場合においては、当該

小売市場の新設又は増設について、必要な規制をするものとする。

(大規模事業者の進出に対する抑制措置)

第四十二条 国は、小売業を行なう中小企業者の事業活動の機会を確保するため、百貨店業者その他の大規模の事業者の小売商業部門への進出を抑制する措置を講じなければならない。

(商店街の中小企業者に対する助成)

第四十三条 国及び地方公共団体は、商店街を形成している地域において、主として商業又はサービス業を行なう中小企業者が組織する団体がその構成員の事業に関する共同施設を設置する場合においては、その資金を確保し、又はこれに對して補助金を交付するために必要な措置を講じなければならない。

第五章 勤労事業者等に対する政策

(勤労事業者等に対する政策の基本方針)

第四十四条 国及び地方公共団体は、勤労事業者の事業活動の自由を尊重することを旨として、その者及びその雇用する労働者の生活の安定を図るため必要な助成と保護をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、中小企業者のための施策を講じようとするときは、特に勤労事業者に対し十分な配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、中小企

業者の零細化の傾向を解消するため、積極的な施策を講じなければならない。

(雇用の拡大)

第四十五条 国及び地方公共団体は、勤労事業者及びその雇用する労働者のうちに潜在的失業者が多数包含されている現状に鑑み、積極的に産業を振興して雇用の拡大を図り、その状態を解消するように努めなければならない。

(勤労事業者に対する援助及び指導)

第四十六条 国及び地方公共団体は、経済的に存立しうる条件を備えている勤労事業者に対しては、事業の体質改善その他事業経営の発展のために必要な援助を与えなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の条件を備えていない勤労事業者に対しては、その生活の安定を図るため、事業の転換の指導及び応急的救済のための措置を講じなければならない。

(勤労事業者等の所得の増大に対する施策)

第四十七条 国は、勤労事業者及びその雇用する労働者の所得の増大を図るため、事業経営の近代化のための施策を講ずるとともに、その労働者のための最低賃金制の普及を図るよう努めなければならない。

(勤労事業者の協同組織化に対する助成)

第四十八条 国及び地方公共団体は、勤労事業者がその事業経営を近代化し、及び経済の発展に順応

することができるようになるため、勤労事業者の協同組織化について積極的に助成しなければならない。

第六章 金融税制政策

第一節 金融政策

(中小企業者に対する金融の確保)

第四十九条 国は、中小企業者に対する金融の円滑化を確保するため、金融機関の融資総額の一定割合以上が中小企業者に対して貸し付けられるようにするための措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、勤労事業者についても配慮がなされたものでなければならない。

(中小企業者に対する融通資金の増加等の措置)

第五十条 国は、中小企業者が必要とする事業資金が十分かつ容易に確保されるようにするため、中小企業者に対して金融機関が貸し付ける資金が増加されるように努めるとともに、その貸付けについての条件の緩和及び手続の簡素化を図られるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、中小企業者の事業に関する施設の設置に必要な資金が十分かつ容易に確保されるようにするため、中小企業者に対して貸し付ける資金を増加するよう努めるとともに、その貸付けについての条件の緩和及び手続の簡素化に努めなければならない。

(中小企業緊急救済資金の設置)

第五十一条 国は、中小企業者が、災害、景気変動等により、臨時かつ緊急に資金を必要とする場合に、おいて、中小企業者に対し、資金を貸し付け、又は補助するため、中小企業緊急救済資金を設置するものとする。

(金融機関の集中融資の排除)

第五十二条 国は、金融機関の集中融資を排除するため、原則として、当該金融機関の資本及び準備金の総額の十分の一をこえる金額を、一の事業者に対して貸し付けることができないこととするような措置を講じなければならない。

(中小企業者に対する信用補完制度の拡充)

第五十三条 国は、中小企業者に対する金融の円滑化を確保するため、中小企業者の中小企業信用保険及び信用保証等の制度を拡充する措置を講じなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、原則として金融機関が勤労事業者に対する金融を無担保で行なうことができるようにするため、特に配慮しなければならない。

第二節 税制政策

(勤労事業者に対する勤労所得控除等の制度)

第五十四条 国は、勤労事業者の所得の特殊性に鑑み、勤労所得控除の制度及び家族労働者の給与所得に対する合理的な税制を確立しなければならない。

(組合に対する軽減税率の適用)

第五十五条 国は、組合に対してはすべて、法人税の軽減税率が適用されるような措置を講じなければならない。

(設備近代化のために取得する設

備に対する特別償却)

第五十六条 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が新たに取得し、又は製作してその事業の用に供する近代的設備について、特に短い期間内で減価償却ができるようにするため、税制上特別の措置を講じなければならない。

(設備近代化のためにする資金の積立てに対する税の特別措置)

第五十七条 国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者がその事業の用に供するための近代的設備を取得し、又は製作するためにする資金の積立てについては、税制上特別の措置を講じなければならない。

第七章 労働福祉及び社会保障政策

(近代的労使関係確立等のための国の指導)

第五十八条 国は、中小企業者をして、その雇用する労働者の賃金その他の労働条件が大規模の事業者の雇用する労働者のそれに比して劣ることがないように努めさせるとともに、その事業の経営に対する労働者の自発的協力が得られるような近代的労使関係の確立に努めさせるように積極的に指導しなければならない。

(労働福祉事業の推進等)

第五十九条 国及び地方公共団体は、中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するため、労働福祉施設を設置するとともに、中小企業者が共同して行なうこれらの労働者のための福祉事業を推進し、

及び助成するために必要な措置を講じなければならない。

(労働事業者等に対する社会保険の適用)

第六十条 国は、労働事業者及びその雇用する労働者の福祉を増進するため、これらの者のすべてが健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入することができるよう措置を講じなければならない。

2 国は、前項の場合においては、労働事業者の負担を軽減するために必要な措置を講じなければならない。

第八章 中小企業者と大規模事業者等との間の紛争の調整

(国の任務)

第六十一条 国は、中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争について必要な調整措置を講ずることにより、正常な経済秩序の維持を図るものとする。

(中小企業調整委員会)

第六十二条 中小企業者と大規模の事業者等との間に生ずる紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁定するため、別に法律で定めるところにより、中小企業者、大規模の事業者、労働者、消費者及び学識経験のある者をもって組織する中小企業調整委員会を設置する。

2 中小企業調整委員会は、中央中小企業調整委員会及び地方中小企業調整委員会とする。

3 中央中小企業調整委員会は中小企業省に置き、地方中小企業調整委員会は都道府県が設けるものと

する。

第六十三条 中小企業調整委員会があつせんし、調停し、又は裁定する紛争は、おおむね次に掲げるものとする。

一 組合を直接又は間接に構成する者と取引関係がある大規模の事業者と組合との間における取引条件に関する団体協約を締結するための交渉に關し生じた紛争

二 組合が調整事業又は総合調整事業に關する事項について団体協約を締結するための交渉に關し相手方との間に生じた紛争

三 製造業者又は卸売業者がその製造又は卸売に係る物品について行なう一般消費者に対する販売事業に關し、その製造業者又は卸売業者とその物品と同種の物品について小売業者を営む中小企業者との間に生じた紛争

四 前号に掲げるもののほか、小売業者を営む中小企業者以外の者が行なう一般消費者に対する販売事業に關しその者と小売業者を営む中小企業者との間に生じた紛争

第九章 調査及び計画並びに年次報告

(調査)

第六十四条 政府は、中小企業者の事業の実態を明らかにするため、総合的な調査を実施しなければならない。

(基本計画)

第六十五条 政府は、中小企業審議会の意見をきいて、次の各号に掲げる事項について基本計画を定め、これを国会に報告しなければならない。

め、これを国会に報告しなければならない。

一 中小企業者の組織に関する事項

二 中小企業者の事業経営の近代化に関する事項

三 産業別振興政策に関する事項

四 労働事業者に対する政策に関する事項

五 金融税制政策に関する事項

六 労働福祉及び社会保障政策に関する事項

七 その他中小企業者の事業に關し特に必要な事項

2 政府は、前項の基本計画を定める基礎となった事情が著しく変更したときは、中小企業審議会の意見をきいてその基本計画を変更し、これを国会に報告しなければならない。

(実施計画)

第六十六条 政府は、毎年、中小企業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な実施計画を定め、これを国会に報告しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(年次報告)

第六十七条 政府は、毎年、国会に対し、中小企業者の事業の実態及びその動向並びに政府が中小企業者のために講じた施策に關し報告しなければならない。

2 前項の報告には、中小企業審議会から内閣総理大臣又は関係各大臣に対してなされた建議についてその内容の要旨及びこれに対して講じた措置の概要の報告が含まれ

ていなければならない。

第十章 中小企業審議会(設置)

第六十八条 総理府に、附屬機関として、中小企業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第六十九条 審議会は、法律の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議し、及びこの法律の施行に關する重要事項について必要と認める事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

(組織)

第七十条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。

一 中小企業者を代表する者 十二人以内

二 大規模の事業者を代表する者 六人以内

三 労働者を代表する者 五人以内

四 消費者を代表する者 五人以内

五 学識経験のある者 七人以内

第七十一条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

第七十二条 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

(任期)

第七十三条 会長及び委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第七十四条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七十五条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることが出来る。

(資料提出等の要求)

第七十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第七十七条 審議会の庶務は、中小企業大臣官房において処理するものとする。

(政令委任)

第七十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一章 補則

(諸条項実施のための立法措置)
第七十九条 この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合

合には、適当な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において

中小企業審議会

中小企業基本法(昭和三十一年法律第百一十号)その他の法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

中小企業者の事業経営の近代化を推進し、中小企業者の事業の維持と発展を図るとともにその協同組織化を促進し、中小企業者及びその雇用する労働者の福祉を増進し、並びに大規模の事業者の事業活動が中小企業者の事業活動に及ぼす不利益な影響を排除する等の措置を講じ、もって国民経済の二重構造を解消して経済民主化の実現を図ることにより中小企業者の経済的地位の向上に寄与する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

中小企業組織法案

中小企業組織法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 組合

第一節 通則(第七条—第十四条)

第二節 事業

第一款 通則(第十五条—第二十三条)

第二款 共同経済事業(二十

て政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中輸出会議の項の次に次のように加える。

四 第三十五條

第三款 調整事業(第三十六

条—第四十八條)

第四款 団体協約(第四十九

条—第五十七條)

第三款 組合員及び会員(第五

十八條—第七十一條)

第四款 設立(第七十二條—第

八十一條)

第五款 管理(第八十二條—第

百十九條)

第六款 解散及び清算(第二百

十條—第二百二十八條)

第七款 事業活動の規制に關する

命令等(第二百二十九條—第

百三十八條)

第三章 中央会

第一節 通則(第二百三十九條・

第二百四十條)

第二節 事業(第二百四十一條・

第二百四十二條)

第三節 会員(第二百四十三條—

第二百四十七條)

第四節 設立(第二百四十八條—

第二百五十一條)

第五節 管理(第二百五十二條—

第二百六十一條)

第六節 解散及び清算(第二百六

十二條—第二百七十七條)

第四章 助成(第二百六十八條—第

百七十一條)

第五章 雑則(第二百七十二條—第

百九十條)

第六章 罰則(第二百九十一條—第

二百七十七條)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、中小企業基本

法(昭和三十一年法律第百一十

号)の精神にのっとり、中小企業者の

組織について定めるものとする。

(中小企業等協同組合等の種類)

第二条 この法律による中小企業等

協同組合は、中小企業基本法第十

一条に規定する中小企業等協同組

合をいうものであって、その種類

は、次のとおりである。

一 事業協同組合

二 勤労事業協同組合

三 下請協同組合

四 商店街協同組合

五 環境衛生協同組合

六 共済協同組合

七 信用協同組合

八 企業協同組合

九 協同組合連合会

2 この法律による中小企業団体中

央会は、中小企業基本法第十一條

に規定する中小企業団体中央会を

いうものであって、その種類は次

のとおりである。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会

(定義)

第三条 この法律において、次の各

れ当該各号に定めるところによ

る。

一 中小企業者 中小企業基本法

第九條第一項に規定する中小企

業者をいう。

二 勤労事業者 中小企業基本法

第九條第二項に規定する勤労事

業者をいう。

三 資格事業 中小企業等協同組

合の組合員(協同組合連合会に

あつては、会員たる中小企業等

協同組合の組合員)の資格とし

て当該中小企業等協同組合の定

款で定められる事業をいう。

(人格及び住所)

第四条 中小企業等協同組合(以下

「組合」という。)及び中小企業団

体中央会(以下「中央会」という。)

は、法人とする。

2 組合及び中央会の住所は、その

主たる事務所の所在地にあるもの

とする。

(基準及び原則)

第五条 組合及び中央会は、この法

律に別段の定めのある場合のほか、

中小企業基本法第十條第一項に

規定する要件を備えなければなら

ない。

2 組合及び中央会は、その運営に

当たつては、中小企業基本法第十

條第二項に規定する事項を守らな

ければならない。

(登記)

第六条 組合及び中央会は、政令で

定めるところにより、登記しなけ

ればならない。

2 前項の規定により登記しなければ

ならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもって第三者に対

抗することができない。

第二章 組合

第一節 通則

(名称)

第七条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

三 下請協同組合にあつては、下請協同組合

四 商店街協同組合にあつては、商店街協同組合

五 環境衛生協同組合にあつては、環境衛生協同組合

六 共済協同組合にあつては、共済協同組合

七 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

八 企業協同組合にあつては、企業協同組合

九 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合のうちの

一を冠する連合会

2 この法律によつて設立された組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合又は協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 次の各号に掲げる組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が中小企業者であるもの

二 勤労事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

(地区)

第九条 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区は、それぞれ、その資格事業の種類の一部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る同条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう他の事業協同組合又は環境衛生協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 第十六条各号に掲げる調整事業の全部又は一部を行なう下請協同組合の地区は、次の各号の一に掲げる場合を除き、その資格事業の種類の一部又は一部が同一である

り、かつ、その同一である資格事業に係る同条各号に掲げる事業の全部又は一部を行なう他の下請協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

一 第十四条第三項第一号に掲げる一の下請協同組合の地区と当該下請協同組合の組合員の資格として定款で定める親事業者(下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)第二条第三項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)と異なる親事業者を組合員資格として定款で定める第十四条第三項第一号に掲げる他の下請協同組合の地区とが重複する場合

二 第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合の地区と同項第二号に掲げる下請協同組合の地区とが重複する場合

第十条 商店街協同組合の地区は、他の商店街協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十一条 共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、定款で定める一の業種に属する事業を行なう中小企業者を組合員の資格とするものであつては、全国の区域による。

2 一又は二以上の都道府県の区域を地区とする共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする他の共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十二条 第二十二條第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合で組織するものの地区は、全国の区域による。ただし、商業又はサービス業に属する事業のみを資格事業とするものの地区は、一又は二以上の都道府県の区域によることがで

る。二 第二十二條第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合又は信用協同組合のいずれかで組織するものの地区は、一若しくは二以上の都道府県の区域(政令で定める割合に相当する数以上の信用協同組合で組織する協同組合連合会にあつては、二以上の都道府県の区域)又は全国の区域による。

第十三条 前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会の地区は、それぞれ、資格事業の種類の一部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る第二十二條第一項の総合調整事業の全部又は一部を行なう他の前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会であつて同種類のもの地区と重複するものであつてはならない。

2 第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の地区は、全国の区域によるものとし、当該協同組合連合会は、全国を通じて一個とする。

する数以上の事業協同組合で組織するものの地区は、全国の区域による。ただし、商業又はサービス業に属する事業のみを資格事業とするものの地区は、一又は二以上の都道府県の区域によることがで

る。二 第二十二條第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合又は信用協同組合のいずれかで組織するものの地区は、一若しくは二以上の都道府県の区域(政令で定める割合に相当する数以上の信用協同組合で組織する協同組合連合会にあつては、二以上の都道府県の区域)又は全国の区域による。

第十四条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なう中小企業者及び、第十六条各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合には、中小企業者以外の者で、その地区内において資格事業を行なうものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なう勤労事業者とする。

3 下請協同組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定の事業者を共通の親事業者とする下請事業者(下請代金支払遅延等防止法第二條第四項に規定する下請事業者をいう。以下同じ。)で組織する下請協同組合にあつては、当該親事業者をその親事業者としてその地区内において資格事業を行なう下請事業者及び、第十六条各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、下請事業者以外の者で、当該親事業者から製造委託又は修理委託を受けて資格事業を行なうもの

二 特定の地区に工場又は事業場を有する下請事業者で組織する

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

二条第二項に規定する協同組合連合会であつて第十六條第二号二又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十

下請協同組合にあっては、その地区内において資格事業を行なう下請事業者及び、第十六条各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、下請事業者以外の事業者、その地区内において他の事業者から製造委託又は修理委託を受けて資格事業を行なうもの。

4 商店街協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者及び、定款で定めるときは、これらの者以外の者で、その地区内において事業を行なうものとする。

5 環境衛生協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において環境衛生関係の業種に属する事業のうち政令で定めるものを行なう中小企業者で定款で定めるもの及び、第十六条各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めるときは、中小企業者以外の者で、その地区内において当該政令で定める事業を行なうものとする。

6 共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する中小企業者（その者が法人である場合にあっては、役員を含む。）及びその従業員とし、全国の区域をその地区とする共済協同組合にあっては、中小企業者のうち定款で定める一の業種に属する事業を行なうもの（その者が法人である場合にあっては、役員を含む。）

及びその従業員とする。

7 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において事業を行なう中小企業者、その地区内に住所若しくは居所を有する者又はその地区内において勤務に従事する者であつて定款で定めるものとする。

8 企業協同組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

9 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、協同組合連合会の地区の全部若しくは一部の区域を地区としてこの法律に基づいて設立された組合（企業協同組合にあっては、協同組合連合会の地区内に店舗、事務所又は事業所を有するものに限る。）又は他の法律に基づいて設立された協同組合であつて、定款で定めるものとする。

第二節 事業

第一款 通則

（事業協同組合等の共同経済事業）
第十五条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、及び環境衛生協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
三 金融機関に対して組合員が負担する債務の保証又はその金融機関の委託によるその債権の取

立て

四 組合員のためにする試験研究
五 組合員の福利厚生に関する施設

六 組合員の雇用する労働者の集団的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

七 組合員の事業に関する営業及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 事業協同組合、下請協同組合及び商店街協同組合は、前項の事業のほか、組合員の事業の用に供するための団地の造成及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

3 事業協同組合及び商店街協同組合は前二項の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入あつせん並びにこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

4 商店街協同組合は、前三項の事業のほか、組合員及び一般消費者の利便を図るため、街灯、アーケード、駐車場等の共同施設及びこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

（事業協同組合等の調整事業）

第十六条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「安定事業」という。）又は

は第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「合理化事業」という。）（以下「調整事業」と総称する。）を行なうことができる。

一 その組合の地区内において資格事業を行なう中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているためその中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合における次に掲げる制限

イ 組合員が生産（加工を含む。）以下この条において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱ひの数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの数量若しくは方法に関する制限

ロ 組合員が生産をする資格事業に係る物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ハ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の販売のための設備の制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

ニ 組合員が販売をする資格事業に係る物の販売価格又は購買価格の制限

ホ 組合員が提供をする資格事業に係る役務（修理を含む。）以下この条において同じ。）の種類若しくは提供の数量若しくは方法

しくは提供の数量若しくは方法に関する制限、役務に係る資材の購買の方法に関する制限又は役務の提供のための設備の制限（組合員が提供をする資格事業に係る役務の提供価格の制限又は役務に係る資材の購買価格に関する制限）

二 技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限。ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。

イ 組合員が生産をする資格事業に係る物の生産の技術に関する制限、その物の種類に関する制限、その物の種類別の生産数量に関する制限（その物の種類に関する制限を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る。）その物の販売若しくは引渡しの方法に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの方法に関する制限

ロ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類に関する制限、その物の購買の方法に関する制限又はその物の販売の方法に関する制限

ハ 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類に関する制限、役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に

係る役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に

係る役務の提供の方法に関する制限、役務に係る資材の種類に関する制限又は役務に

係る資材の購買の方法に関する制限

二 組合員が資格事業に関し行なう広告、宣伝その他の事業活動の促進のための行為に関する制限

ホ 組合員が行なう資格事業に係る休日又は営業若しくは就業の時間に関する制限

(事業協同組合等の団体協約の締結に関する事業)

第十七条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 組合員の経済的地位の改善に関する団体協約の締結
二 組合員が雇用する労働者の労働条件その他に関する労働協約の締結
三 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(共済協同組合の事業)

第十八条 共済協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業
二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 共済協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。
一 組合員と生計を一にする親族

又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故によりその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業

二 組合員の福利厚生に関する施設
三 共済事業に関する知識の普及を図るための調査研究及び情報の提供に関する施設
四 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(信用協同組合の事業)

第十九条 信用協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け
二 組合員のためにする手形の割引
三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
四 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 信用協同組合は、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 金融機関の業務の代理
二 前号の規定により貸付けの業務の代理をする場合において、その貸付けによつて生ずる債務の保証
三 組合員に対する有価証券の貸付け
四、国、地方公共団体その他営利を目的としなない法人の預金の受け入れ

五 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入れ

六 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

七 組合員のためにする内國為替取引
八 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

九 組合員のためにする有価証券貴金屬その他の物品の保護預り

十 前各号に掲げる事業に附帯する事業
3 信用協同組合は、前項第七号に掲げる事業を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 信用協同組合は、第二項第八号に掲げる事業に関しては、商法第七百七十五條第二項第十号、第七百七十八條及び第七百八十九條(同法第七百八十八條の十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

(払込取扱銀行等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第七百八十七條第二項第十号及び第七百八十九條第六号(払込取扱銀行等の証明書の)の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

(企業協同組合の事業)
第二十条 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なうものとする。

(協同組合連合会の事業)
第二十一条 協同組合連合会は、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び会員のためにするその借入れ

三 金融機関に対して会員が負担する債務の保証又はその金融機関の委任によるその債権の取立て
四 会員が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済

五 生産、加工、修理、販売、購買、役務の提供、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所屬員」という。)の事業に関する共同施設
六 所屬員の事業の用に供するための団地の造成
七 所屬員のためにする試験研究
八 所屬員の福利厚生に関する施設

九 所屬員の雇用する労働者の集团的雇入れ及びその労働者に係る労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業
十 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

十一 会員たる組合の事業についての指導及び連絡
十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほかに、他の事業を行なうことができる。

号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほかに、他の事業を行なうことができる。

3 第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行なうことができる。

4 第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会については、第十九條第二項第一号から第四号まで、第七号及び第九号の規定を準用する。
5 協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合又は商店街協同組合のいづれかで組織するものについては、第十五條第三項の規定を準用する。

第二十二條 協同組合連合会は、前条の事業のほか、会員が行なう調整事業についての総合調整及びこれに附帯する事業(以下「総合調整事業」という。)を行なうことができる。

2 前条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の信用協同組合で組織するものであり、かつ、都道府県の区域をその地区とするものは、同条の事業のほか、第十六條第二号ニ又はホに掲げる事業及びこれらに附帯する事業を行なうことができる。

第二十三條 協同組合連合会は、前

二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

二 所屬員が雇用する労働者の労働条件その他に關する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帶する事業

第二款 共同経済事業
(事業協同組合等の行なう 共済事業の制限)

第二十四条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、第十五条第一項第五号に掲げる事業として締結する火災、風水害、地震、盗難、交通事故又は爆発その他の事故により当該組合員の財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約において、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

(員外利用)

第二十五条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合が、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

(倉荷証券)

第二十六条 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受

けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項(預証券に關する規定の準用)及び第六百二十八条(倉荷証券による買入れ)の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條(監督)の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五條第四号の基準」とあるのは主務省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二十七条 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

第二十八条 事業協同組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第二十九条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百六十六條から第六百九十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(寄託者又は証券

の所持人の権利及び倉庫業者の責任)の規定を準用する。

(商品券)

第三十条 事業協同組合又は商店街協同組合が第十五条第三項の規定により商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換えの義務を負う。

2 事業協同組合又は商店街協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又はその引換えを停止したときは、その事業協同組合又は商店街協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、并済の責めを負う。

3 商品券を発行した事業協同組合又は商店街協同組合が自ら商品券を販売する場合においては、前二項中「組合員」とあるのは、「事業協同組合又は商店街協同組合及び組合員」と読み替へるものとする。

(共済金額の制限)

第三十一条 共済協同組合は、危険を同一にする共済目的についての共済金額の総額が当該共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額)の百分の十五に相当する金額をこえる共済契約を締結することができない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額
二 第六百六十六條第一項の規定により積み立てて準備金の額
三 第六百六十六條第五項に規定する責任準備金のうち主務省令で定める金額

四 任意積立金の額
五 地方公共団体又は金融機関が当該共済協同組合のために支払を保証した金額

(共済の目的の譲渡等)
第三十二条 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により共済組合の組合員、組合員と生計を一同する親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という。)の財産でなくなったときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八條の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなった場合(前項に規定する場合を除く。)において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなったことにより組合員等の財産でなくなった財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八條の規定を適用する。

(商法等の準用)
第三十三条 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十條第一項及び第六百六十四條を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に關する法律(昭和二十三年法律第七十一号)の規定は、共済協同組合の行なう共済事業に準用する。この場合において、同法中「大藏大臣」又は「大蔵省」とあるのは「主務大臣」と、同法第十八條第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」とあるのは「その共済協同組合の組合員又はその共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替へるものとする。

(企業協同組合の事業に従事する者等)
第三十四条 企業協同組合の組合員の三分の二以上は、企業協同組合の行なう事業に従事しなければならない。

2 企業協同組合の行なう事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3 企業協同組合の組合員は、總會の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業協同組合の行なう事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業協同組合は、總會の議決により、これをもって企業協同組合の

ためにしたものとなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知った時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様とする。

(共同経済事業に関する規定の協同組合連合会への準用)

第三十五条 協同組合連合会(第二十一条第一項第一号又は第四号に掲げる事業を行なうものを除く。)については、第二十四条から第二十九条までの規定を準用する。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会については、第三十二条第一項前段及び第三十三条第一項の規定を準用する。

3 第二十一条第五項の協同組合連合会であつて、同項において準用する第十五条第三項に規定する事業を行なうものについては、第三十条の規定を準用する。

第三款 調整事業(調整規程の認可)

第三十六条 事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合又は環境衛生協同組合(以下「事業協同組合等」という。)であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものは、調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条第一号又は第二号に

掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第三十七条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号(合理化事業に係る調整規程については、第二号及び第三号)に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第十六条第一号に掲げる事態を克服するための最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

2 主務大臣は、前条の認可に係る処分をする場合において、その認可の申請に係る事業協同組合等の資格事業について第十六条第一号に掲げる事態が生じているかどうかを判断するに当たつては、中小企業審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第三十八条 主務大臣は、第三十六条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかったときは、その期間が満了した日に、第三十六条の認可があつたものとみなす。この場合には、事業協同組合等は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

る。

3 主務大臣が第三十六条の認可の申請に関し、事業協同組合等に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその事業協同組合等に通知しなければならない。

(調整規程の変更命令及び認可の取消し)

第三十九条 主務大臣は、調整規程の内容が第三十七条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号、以下第七十三条第四項において同じ。)に適合するものでなくなつたと認めるときは、その事業協同組合等に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の届出)

第四十条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、調整事業を実施しようとするときは、調整規程を設定し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(調整規程の廃止の届出)

第四十一条 事業協同組合等及び勤労事業協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

ない。

(調整規程の設定等の議決)

第四十二条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規程にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第四十三条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(監査員)

第四十四条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第四十五条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第四十六条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入れについてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

(総合調整規程の認可等)

第四十七条 総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて第三十六条の規程の適用を受けるべき事業協同組合等が加入できることとなつてゐるものは、総合調整事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定めた規程(以下「総合調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一會員たる組合が行なう第十六条第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間の総合調整

二 前号に掲げる制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に関する事項の総合調整

2 第四十条の規定の適用を受けるべき事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつてゐる協同組合連合会が行なう総合調整事業については、同条の規定を準用する。この場合においては、「総合調整規程」とあるのは、「総合調整規程」と読み替へるものとする。

3 第二十二條第二項の協同組合連合会が行なう調整事業については、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十六条までの規定を準用する。

(準用)

第四十八条 協同組合連合会が行なう総合調整事業については、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十四条までの規定を準用する。

第四款 団体協約

(団体協約の内容)

第四十九条 第十七条第一号又は第二十三条第一号に掲げる団体協約は、組合員又は所属員のためにする取引条件に関するもの、組合員又は会員のためにする調整事業又は総合調整事業に関するものその他組合員又は所属員の経済的地位の改善に関するものとする。

(団体協約の効力)

第五十条 第十七条第一号に掲げる団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号に掲げる団体協約であることを明記した書面をもってすることによって、その効力を生ずる。

2 第十七条第一号に掲げる団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつて、その内容が第十七条第一号に掲げる団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によって契約したものとなす。

(団体交渉の応諾)

第五十一条 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と取引関係がある事業者(中小企業者(組合を除く。を略す))は、その取引条件について事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む。)が政令で定めるところにより第十七条第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉したい旨を申し出たと

きは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む。)が政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七条第一号に掲げる団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者であつて、中小企業者(組合を除く。以外のもの)

二 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員と資格事業に關し取引関係にある事業者をもつて組織する組合、輸出組合若しくは輸入組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはこれに類する団体で政令で定めるもの

三 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者(組合を除く。以外のもの)

四 地区内において資格事業を行なう事業者(農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれに類する団体で政令で定めるもの並びに資格事業を営む者を除く。)であつて、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る団体協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

(勸告)

第五十三条 主務大臣は、第五十一条又は前条第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その事業協同組合等若しくは勤労事業協同組合又はその交渉の相手方に対し、団体協約の締結に關し必要な勸告をすることが出来る。

(団体協約の認可)

第五十四条 事業協同組合等であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつてゐるものが、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七条第一号に掲げる団体協約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る団体協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 安定事業に係るものにあつては、第十六条第一号に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 合理化事業に係るものにあつては、第十六条第二号に規定する要件に適合すること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 その団体協約又はその變更後の団体協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の団体協約については、第三十八条、第三十九条及び第四十一条の規定を準用する。この場合において、第三十九条中「第三十七條第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第二号及び第三号。以下第七十三條第四項において同じ。とあるのは「第五十四條第二項各号」と読み替へるものとする。

(団体協約の届出)

第五十五条 事業協同組合等であつて中小企業者のみが加入できるところとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、その行なう調整事業に關し組合員たる資格を有する者と第十七条第一号に掲げる団体協約を締結したときは、当該団体協約を主務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 前項の団体協約については第四十一条の規定を準用する。

(団体協約の一般的拘束力)

第五十六条 一の親事業者と組合との団体協約で定める製造委託又は修理委託に係る取引条件に関する事項については、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係がある下請事業者の四分の三以上の数の下請事業者が当該団体協約の適用を受けることとなつたときは、当該組合の組合員(当該組合が協同組合連合会である場合にあつては、その所屬員たる組合員)以外の下請事業者であつて、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係があるものに対しても、当該団体協約が適用されるものとする。

(協同組合連合会の団体協約)

第五十七条 協同組合連合会であつて第五十四条の規定の適用を受ける事業協同組合等が加入できるところとなつてゐるもの行なう第二十三條第一号に掲げる団体協約については、第五十条から第五十四条までの規定を、協同組合連合会であつて第五十五条の規定の適用を受ける事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できるところとなつてゐるもの行なう第二十三條第一号に掲げる団体協約については、第五十条から第五十四条までの規定を、協同組合連合会

第五十四條第一項及び第二項第四号並びに第五十五條中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第五十二條第一項及び第五十三條中「事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員」とあるのは「協同組合連合会の会員たる組合の組合員」と読み替へるものと

する。

第三節 組合員及び会員

(出資)

第五十八條 組合の組合員又は会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 組合員の責任は、第六十條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

6 企業協同組合の出資総口数の過半数は、当該組合の行なう事業に従事する組合員が保有しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第五十九條 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、総合調整事業に関する事項については、協同組合連合会の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第六十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議

決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第六十條 組合（共済協同組合及び企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第六十一條 組合（企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第六十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第六十三條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込

み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第六十四條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第六十五條 組合員は組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第六十六條 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りについて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十七條 組合員は、次の各号に掲げる理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第四百七十四條、第四百七十六條及び第四百七十七條の規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第六十八條 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組

合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第六十九條 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)

第七十條 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第七十一條 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八條及び第六十九條の規定を準用する。

第四節 設立

(設立の要件)

第七十二條 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのなければ、設立することができない。

2 中小企業者（下請協同組合にあつては、下請事業者。以下この項において同じ。）以外の者が加入することができず、事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、一定の取引分野における事

業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

3 商店街協同組合は、商業又はサービス業に属する事業を営む者の五十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその相当部分が商店街を形成しているものをその地区とするのでなければ、設立することができない。

4 商店街協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売業又はサービス業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるものでなければ、設立することができない。

5 共済協同組合は、千人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

6 信用協同組合は、三百人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

7 調整事業又は総合調整事業を行なう協同組合連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

(発起人)

第七十三条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合を設立するにはその

組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

(共済協同組合等の出資の総額)
第七十四条 共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

(創立総会)

第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを議会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については第五十九条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第七十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 主務大臣は、前二項に規定する組合以外の組合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二条第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

5 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 共済協同組合にあつては、第七十二条第五項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれないとき、及び共済契約の締結の見込みが少なくない認められるとき。

四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でない認められるとき。

6 主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 第七十二条第六項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

三 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行なうのに適切でない認められるとき。

四 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でない認められるとき。

五 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でない認められるとき。

7 第一項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

(理事への事務引継ぎ)

第七十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の払込み)

第七十八条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込み

の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもって第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会にあっては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)

第七十九条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出)

第八十条 組合は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第八十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第八十二条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項（共済協同組合にあっては第八号に掲げる事項を、企業協同組合にあっては第三号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

(規約)

第八十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第八十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事（企業協同組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5 企業協同組合の役員は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員になろうとする者でなければならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によって行なう。

8 投票は、一人につき一票とする。

9 第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。

10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）にかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

11 一の選挙をもって二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の変更の届出)

第八十五条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)

第八十六条 役員の任期は三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第八十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第八十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

合の理事となつてはならない。

一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、資格事業以外のものを行なう者（法人である場合には、その役員）

二 資格事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行なう者（中小企業者を除く）であつて、組合員でない者（法人である場合には、その役員）

(理事の自己契約)

第九十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）（第八八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第九十一条 理事がその任務を怠ったときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第九十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第九十二条 理事は、定款、規約、調整規程又は総会調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務

所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第九十三条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて事項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第九十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を要求すること

ができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の改選)

第九十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があったときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第一百一条第二項及び第二百二条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の

処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第五百四十二条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第九十一条、商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十三条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十三条第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第九十七条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第九十八条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任

し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第九十九条 組合委員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があったときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第一百条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第一百一条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第一百二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(總會招集の手続)

第一百三条 總會の招集は、会の十日前までに、會議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従ってしなければならない。

(通知又は催告)

第一百四条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)

第一百五条 次の各号に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 四 経費の賦課及び徴収の方法
 - 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 前項の認可については、第七十六条第四項から第七項までの規定

を準用する。

(総会の議事)

第百六条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところに由る。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第百七条 次の各号に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第百八条 総会については商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中

「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第百三条」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業組織法第百七條」と読み替えるものとする。

(総代会)

第百九条 組合員の総数が二百人をこえる組合（企業協同組合を除く）は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に依りて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあっては百人）を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第八十四條第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第五十九條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く）をし、又は第百七條第二号若しくは第四号に掲げる事項について議決すること

ができない。

(出資一口の金額の減少)

第百十條 組合は出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、預金者及び定期預金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第百十一條 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の出資の減少の無効）の規定を準用する。

(共済協同組合等の事業方法書等の変更)

第百十二條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済算出方法書及び責任準備金

算出方法書で定めた事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可については、第三十八條の規定を準用する。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第百十三條 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもってする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもって確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第百十條及び第百十一條の規定を準用する。

(共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第百十四條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(共済協同組合等の余裕金運用の制限)

第百十五條 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、その

業務上の余裕金を次の各号に掲げる方法によるほか運用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができ、そののへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

(準備金及び繰越金)

第百十六條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎年事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十五條第一項第七号又は第二十一条第一項第十号に掲げる事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を

計算し、これを積み立てなければならぬ。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(剰余金の配当)

第百十七條 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じなければならない。

3 企業協同組合にあっては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じ、なお剰余があるときは、組合員が企業協同組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第百十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第百十九條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第百二十條 組合は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生

五 第百八十六條第一項又は第二項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、第一項各号に掲げる理由のほか、第百八十八條において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二條第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の手續)

第百二十一條 組合が合併するに、は、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第百十條及び第百十一條の規定を準用する。

3 合併は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第七十六條第四項から第七項までの規定を準用する。

第百二十二條 合併によつて組合を

設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第百七條の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員選任については、第百八十四條第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第百二十三條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に關し、主務大臣の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第百二十四條 組合の合併については、商法第百四條から第百六條まで及び第百八條から第百十一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第百二十五條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

2 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は第百八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第百二十八條において準用する商法第百四十七條第二項の規定にかかわらず、主務大臣が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第百二十六條 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、總會の決議、第百八十八條において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消し又は第百八十六條第一項若しくは第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき理由が解散の日から三月以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第百二十條第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約

の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分の順序)

第百二十七條 共済協同組合又は第二十一條第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

(商法の準用)

第百二十八條 組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第百四十七條第二項、第百四十八條から第百四十四條まで、第百四十六條及び第百四十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條及び第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第百七十七條から第百九十四條まで、第百九十五條第二項及び第百九十六條並びに商法第百二十九條第五項、第百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第百五十四條ノ二(取締役の職務)、第百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第百五十九條から第

二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）、第二百七十二条（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第二百二十八條ニ於テ準用スル同法第九十三條第二項」と同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業組織法第二百二十五條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に関する命令等

（事業活動の規制に関する命令）
第二百二十九条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、安定事業を実施している事業協同組合等（第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合を除く、以下この条において同じ。）の組合員たる資格を有する者であつてそれぞれの組合員以外のものの事業活動が第十六条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又は当該事業協同組合等の組合たる資格を有す

る者の事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でないと思へらるる場合において、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を行なう中小企業者（下請協同組合が安定事業を実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ。）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

一 事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合にあつては、その地区内において資格事業を行なう者であつて中小企業者以外のものが、商店街協同組合にあつては、その地区内において事業を行なう者であつて小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者以外のものが加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつて

三 その地区内における資格事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

第二百三十条 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、総合調整事

業のうち安定事業に係るものを実施している協同組合連合会の地区内において資格事業を行なう者であつてその会員たる事業協同組合等（安定事業を実施しているものに限る。以下この条において同じ。）の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第十六条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその協同組合連合会の会員たる事業協同組合等の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては、同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でないと思へらるる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を行なう中小企業者（政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合で組織する協同組合連合会が総合調整事業のうち安定事業に係るものを実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ。）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、当該協同組合連合会の会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

一 会員たる事業協同組合等のす

べてが前条第一号の要件を備えていること。

二 会員たる資格を有する組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上が会員たる組合の組合員となつていないこと。

（設備新設の制限命令）

第二百三十一条 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第二百二十九条又は前条の規定により生産の設備の制限、販売のための設備の制限若しくは役務の提供のための設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認められるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当格資格事業に係る物の生産の設備、販売のための設備又は役務の提供のための設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）

第二百三十二条 第二百二十九条又は第二百三十条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出した場合でなければすることができない。

2 主務大臣は、前項の規定による

申出があつたときは、遅滞なく、

第二百二十九条又は第二百三十条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第四

十二條第二項の規定を準用する。

4 第二百二十九条、第二百三十条又は

前条の規定による命令は、主務省

令をもつてするものとする。

（聴聞）

第二百三十三条 主務大臣は、第二百二十九条から第二百三十一条までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）

第二百三十四条 主務大臣は、第二百二十九条若しくは第二百三十条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合（協同組合連合会を含む。）に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）

第二百三十五条 主務大臣は、第二百二十九条から第二百三十一条までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（事務の処理）

第二百三十六条 主務大臣は、第二百二十九条又は第二百三十条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部の処理についてその命令に係る組合（協同組合連合会を含む。）に対し必要な協力を求めることができる。

(手数料)

第二百三十七条 第二百二十九条又は第二百三十条の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、主務省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第二百三十八条 第二百三十六条の規定により第二百二十九条若しくは第二百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三章 中央会

第一節 通則

(名称)

第二百三十九条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中小企業団体中央会

(以下「都道府県中央会」という。)
二 全国中小企業団体中央会

(以下「全国中央会」という。)

二 全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

(数)

第四百十条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第二節 事業

(都道府県中央会)
第四百十一条 都道府県中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合及び中小企業者の事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合、中央会及び中小企業者の事業に関する事項について、国会、地方公共団体の議会又は行政庁に建議することができる。

(全国中央会)

第四百十二条 全国中央会は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡

二 組合の連絡

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号に掲げる事業のほか、組合、都道府県中央会及び中小企業者の事業の健全な発達を図るために必要な事業

るために必要な事業

2 全国中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款で定めるところにより、都道府県中央会に対し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができる。

3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用すること。

第二節 会員

(会員の資格)
第四百十三条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 全都道府県中央会

三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)
第四百十四条 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

議決権及び役員又は総代の選挙権を有する者は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

ただし、前条第二項第一号に掲げる者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえない

範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第五百九条第四項において準用する第三十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあっては、代理人は、五人以上の会員を代理することができるが、できない。

6 全国中央会にあっては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行なうことができるが、できない。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならない。

(経費の賦課)
第四百十五条 中央会は、定款で定めるところにより、会員の経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができるが、できない。

(加入)
第四百十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な

条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第四百三十三条第二号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)
第四百十七条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、一月前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第六十七条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)
第四百十八条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあっては五以上の第四百三十三条第一項第一号に掲げる者を、全国中央会にあっては五以上の都道府県中央会を含まなければならない。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都

道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第百四十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第七十五条第二項から第五項まで及び第百四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「中小企業組織法第百四十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第百五十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第百五十一条 設立については、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第百五十二条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業名称
- 二 事務所所在地
- 三 会員たる資格に関する規定
- 四 会員の加入及び脱退に関する規定
- 五 経費の分担に関する規定
- 六 役員の数及びその選挙に関する規定
- 七 事業年度
- 八 公告の方法
- 九 (規約)

第百五十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 会員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第百五十四条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第百五十五条 会長は、中央会を代表し、理事会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務

を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(理事会)

第百五十六条 会長及び理事をもって理事会を構成する。

2 中央会の業務の執行は、理事会が決する。

3 理事会の議事は、会長及び理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(商法等の準用)

第百五十七条 会長、理事及び監事については、第八十四条第三項、第四項及び第六項から第十一項まで、第八十五条並びに第八十六条並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の職務)の規定を、会長及び理事については、第九十条及び第九十一条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条(代表権の委任)の規定を、会長については、第九十二条から第九十四条までの規定を、監事については、第八十九条第一項の規定を、理事会については、第八十八条第二項及び第九十六条の規定を準用する。この場合において、第八十四条第八項中「一人」とあるのは、「二人(全国中央会にあつては、選挙権一個)」と読み替えるものとする。

(顧問)
第百五十八条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時、中央会の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

第百五十九条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(総会)

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 中央会の解散
- 三 会員の除名

4 総会については、第百一条第二項、第百二条から第百四条まで、第百五条第一項及び第二項並びに第百六条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、第百一条第二項中「理事会」とあり、第百二条中「理事」とあるのは「会長」と商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業組織法第百五十九條第四項ニ於テ準用スル同法第百三條」と読み替えるものとする。

(総代会)

第百六十条 会員の総数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会については、都道府県中央会の総会に関する規定及び第百九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第百四十四条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は前条第三項第二号に掲げる事項について議決することができない。

(部会)
第百六十一条 中央会は定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)
第百六十二条 中央会は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 三 第百八十六条第二項の規定による解散の命令

2 中央会は、前項第一号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第百六十三条 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。

る。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第百六十四条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第百六十五条 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第百六十六条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第百六十七条 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十七条、第百三十八条並びに第百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第八十九条第一項、第九十条、第九十二条、第九十三条、第百一条第二項、第百二条並びに第百五十九條第一項及び第二項、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四条第三項

（会社と取締役との関係）及び第百五十四條ノ二（取締役の義務）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業組織法第百六十三条」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

第四章 助成

(助成措置)

第百六十八条 政府は、組合がその組合員（協同組合連合会にあっては、その所屬員）の事業の振興若しくは近代化を図るための共同施設又は従業員福利厚生を図るための施設を新設し、又は増設する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、当該施設の新設又は増設に要する経費の一部を補助することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、組合に対し、その事務に要する経費の一部を補助することができる。

第百六十九条 政府は、事業協同組合若しくは商店街協同組合又は主としてこれらの組合で組織される協同組合連合会が設置する街灯に使用される電気料金の負担については、他の一般の需要に応じ供給される電気料金よりも軽減されるように特別の措置を講じなければならない。

(免税)

第百七十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金

額については、その組合には、租税を課さない。

（企業協同組合の組合員の所得に対する課税）

第百七十一条 企業協同組合の組合員が企業協同組合の行なう事業に従事したことによって受ける所得のうち、企業協同組合が組合員以外の者であつて、企業協同組合の行なう事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第五章 雑則

(私的独占禁止法の適用除外)

第百七十二條 私的独占禁止法の規定は、第三十六条若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。ただし、同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七條において準用

する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 私的独占禁止法の規定は、組合（第八条各号に掲げる組合を除く。）が第十五条に規定する事業又は第二十一条第一項第二号若しくは第五号から第十号までに掲げる事業若しくはこれらの事業に係る同項第十二号に掲げる事業として行なう行為には、適用しない。ただし、不正の取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第百七十三条 主務大臣は、第十六条第一号ロ、ニ若しくはヘに掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第三十六条若しくは第四十七條第一項の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る団体協約について第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第三十六条、第五

十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）若しくは第四十七條第一項の認可をしようとするとき（前項に規定する場合を除く。）、又は第百二十九條若しくは第百三十條の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第三十九条（第四十八条又は第五十四条第三項（第五十七條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第百三十四條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第三十六条若しくは第四十七條第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第三十七條第一項各号（第五十七條において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第五十四條第一項（第五十七條において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約の内容が第五十四條第二項各号（第五十七條において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第三十九条（第四十八条又は第五十四條第三項（第五十七條において準用する場合を含む。））の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定により請求をしたときは、その旨

を官報に公示しなければならぬ。

(排除措置)

第百七十四条 公正取引委員会は、組合(勤労事業協同組合を除く。)の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超えるものが実質的に小規模の事業者でないことを認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百七十六条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百七十五条 公正取引委員会は、組合の所属員であつて中小企業者以外のものが第百七条又は第二十一条に規程する事業を利用することとが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあることを認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができ。

第百七十六条 前二条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで(公正取引委員会の権限)、第四十五条から第六十一条まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九條、第七十条、第七十条の二(事実の報告、事件の調査、審判、判決その他事件処理の手続)、第七十五条、第七十六条(雑則)、第七十七条、第七十八條、第八十条から第八十三条まで及び第八十八條の二(訴訟)の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄権)
第百七十七條 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟に

ついては、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(不服の申出等)

第百七十八條 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考える組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもってその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。

3 第百二十九條、第百三十條又は第百三十一條の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもって主務大臣に対して不服を申し出ることができる。

4 第百三十六條の規定により第百二十九條又は第百三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(検査の請求)
第百七十九條 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上(協同組合連合会にあっては、議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員)の同意を得て、そ

の組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)

第百八十條 組合(信用協同組合及び第二十一条第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く。)及び中央会は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処出又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)
第百八十一條 主務大臣は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徴することができる。

第百八十二條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合に中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に関し必要な報告

をさせることができる。

(立入検査)

第百八十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事業所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合又は中央会の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣の命令)
第百八十四條 主務大臣は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは組合調整規程に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべ

きことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第百八十五條 主務大臣は、第百三十六條の規定により第百二十九條又は第百三十條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(組合等に対する解散の命令)

第百八十六條 主務大臣は、組合が第七十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときはその組合に対し、協同組合連合会の会員たる組合が一同たつたときはその協同組合連合会に対し解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合又は中央会が第百八十四條の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(弁明の機会の供与)
第百八十七條 主務大臣は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(保険業法の準用)
第百八十八條 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、共済協同組合及び第二

十一 第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に準用する。

(中小企業審議会)

第百八十九条 中小企業審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業又は総合調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会に諮問しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第百九十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 次号及び第三号に掲げる事項を除く事項については、中小企業大臣及び資格事業を所管する大臣

二 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合及び第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会に関する事項については、中小企業大臣及び大蔵大臣

三 中央会に関する事項については、中小企業大臣

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支部局長又は都道府県知事に委任することができる。

3 この法律において主務省令は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に掲げる主務大臣の発する命令

とし、同項第三号に掲げる事項については、中小企業省令とする。

第六章 罰則

第百九十一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のため組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第百九十二条 第百三十六条の規定により第百二十九条又は第百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。又は不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第百九十三条 前条に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し誹謗を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に誹謗を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同

様とする。

第百九十四条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収することできないときは、その価額を追徴する。

第百九十五条 第百九十二条又は第百九十三条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百九十六条 第百三十八条の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百九十七条 第百二十九条、第百三十条又は第百三十一条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十八条 第三十六条又は第四十七条第一項の認可を受けないで調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定に違反した者
二 第二十六條第四項(第三十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十条(第四十七條第二項において準用する場合を含む。)第四十一条(第四十七條第三項、第四十八條又は第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第百七十九條第二項又は第百八十三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十条 組合が第百三十四条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百九十一条 組合又は中央会が第百八十四条の規定による命令に違反したときは、その組合又は中央会の役員は、一万円以下の罰金に処する。

第百九十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百九十七條又は第百九十九條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第百九十三条 次の場合には、共済協同組合又は第二十一条第一項第四号の事業を行なう協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第百十二条の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しく

は再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第百十四條の規定に違反して組合の事業を譲渡したとき。

三 第百十五條の規定に違反したとき。

四 第百十六條第五項又は第六項の規定に違反して責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

五 第百二十七條の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第百八十八條において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第百九十四条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第六條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十五條(第三十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
四 第二十一条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
五 第六十二条又は第百四十六條

して、安定した将来に希望の持てる近代的な経営に引き上げるには、どうしてもこの際抜本的な基本政策を打ち立てる必要があるとあります。そして一元化された強力な行政機関のもとで、かかる基本政策を推進せねばならないことは、今日ほど緊急を要するものではないのであります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次に、そのおもなる内容を御説明いたします。まず初めに、本案は中小企業政策の基本となるべき目標として、いわゆる国民経済の二重構造の解消と経済の民主化、自主的な協同化、個々の中小企業者に対する積極的な助成、中小企業労働者の所得増大、さらには中小企業者、労働者、農民相互間の調和の五つの柱を明確に提示し、以下具体的な政策、機構に及んでいるのであります。この点、産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を強調するだけで、肝心の中小企業の不当独占の排除、経済の民主化を忘れた政府の基本法案と根本的に異なるのであります。

次に、具体的な内容について申し上げますと、第一は、本案に規定される抜本的な総合政策を実施するには、大企業の代弁機関と化しつつある通産省の一部局としての中小企業庁では、とうてい不可能であります。そこで、新たに中小企業省を設置し、通産省と同等の立場において、強力に中小企業者の利益を擁護せんとするものであります。政府案がこの当然の問題を故意に回避しているのは、きわめて遺憾であります。

第二は、中小企業者の範囲でありませんが、上は従業員三百人、資本金三千

万円に押え、下は特に従業員十人、百万円を勤労事業者として分離し、政策の恩恵が中企業に偏せず、小企業、零細企業にも十分に浸透するよう考慮しているものであります。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化し、発展させて、大企業と対等の地位に引き上げるには、協同化が必要であります。本案は、特に一章を設けて、在来の多種多様な組織を協同組合に統一し、強制や統制を排し、あくまで自主的協同を組織原則としているのであります。そして、その設立を簡易にこれに国が積極的な助成措置を講ずることによって、協同組合に入った方が中小企業にとって有利になるような条件をつくり上げ、もって組織化を促進していくべきだとしているのであります。政府案が、この組織の問題に一言も触れていないのは、まことに奇異の感を抱かせるものであります。

第四は、大企業との関係についてであります。今日の中小企業の困窮は、大企業からの圧迫、進出によるところが大きいのであります。そこで本案は、中小企業に適切な事業分野に大企業がむかひに進出することを規制し、官公需の発注についても大企業のひとり占めを排除して、中小企業に一定割合を確保することにしておるのであります。また、下請企業に対する大企業の不正な取引行為を厳に取り締まり、さらに中小企業の協同組織による団体交渉権を確立し、大企業と対等の地位を確保するよう努めているのであります。さらに、中小企業者の地位を補強するため、特に中小企業調整委員会を設立し、大企業との間の一切の紛

争を中小企業者に有利に処理し、一方的な泣き寝入りの現状を是正することにしてあります。政府案が大企業との関係は正について配慮していないのは、今日の中小企業問題がいずこにあるかという根本を忘れた論議だと断言せざるを得ないのであります。

第五は、零細な勤労事業者に対する政策についてであります。本案は、特にこれを別ワケのものとして、組織、税制、金融労働福祉、社会保障の全般にわたって、社会政策的な立場をあわせ考慮しつつ特別の優遇、保護助成策を提起しているものであります。政府案が最終段階になって中小企業者の強い反対にあい、やと小規模事業者の定義を付加しただけで、具体的な政策、なかんずく、税制、社会保障についてさえ、触れるところがないのは、零細業者無視もはなはだしいといわざるを得ません。ここに政府案の零細企業切り捨ての意図が如実に示されているのであります。

第六は、商業政策についてであります。従来、政府の施策は工業に偏し、商業政策はきわめて欠如しているのであります。このため、流通秩序は混乱し、百貨店、スーパーマーケットの不当進出、メーカー、問屋の乱売、小売市場の乱立など、それだけでなく相互の過当競争に悩む一般小売業者が、より一そう苦境に追い込まれているのであります。そこで、本案は、特に商業政策の確立を強調し、商品の流通秩序の維持のため、メーカー、卸売業者による直接小売行為の制限、百貨店、スーパーマーケットの不当進出の規制をはからんとするものであります。同時に、他方では、消費者に対するサービ

スとしての商業本来の立場から、一般小売業者みずからの経営改善、近代化を促進助成することによって、大資本商業と十分に對抗し得るまでに、その地位の安定向上を期しているのであります。政府案が商業についてきわめておごりたる一項だけを設けているのは、依然として従来の工業政策偏重のそりを免れ得ないのであります。

最後に、実態に即し適切な中小企業政策を実施するために、政府に対し総合的な調査を行なわせ、さらに中小企業政策に関する基本計画や実施計画並びにその実施状況について、国会に年次報告する義務を課しているのであります。また、総理府に中小企業審議会を設け、本法運用に万遺憾なきを期しているものであります。

以上が、本法律案提出の理由並びにその内容の概要であります。

次に、中小企業組織法案の提案理由を御説明いたします。

本法律案は、中小企業基本法案と密接不可分の関連法であり、中小企業省設置法案とあわせて、三位一体のものとして、本院に提出いたしましたのであります。

中小企業に関する組織は、現在中小企業団体組織法、中小企業等協同組合法、環境衛生関係営業の適正化に関する法律等各種あります。私どもが現存する組合の実態を見ます場合、どれだけ活発に活動しているかはなほ疑問な組合がきわめて多いのであります。しかも未組織の中小企業者がいかに多いか、およそ中小企業に關係するもののひとしく痛感するところであります。この理由は一体どこにあるのか。

これは一つには、現行法律の規定が中小企業者の現状に適應しておらないところからきておるのであります。二つには、一般に仏つくって魂入れずという言葉がありますように、法律はつくっても、肝心の組織化促進の助成を積極的に行なわない、予算の裏づけがほとんどなされてないということのためであります。

最近、中小企業者は、組織化の必要、協同事業の必要について切実に目ざめつつあります。そして、現に何らかの組織、任意団体に参加するものが多くなつて参りました。

ところが、一歩進んで、これらの法律にもとづく組合をつくったり、それに加入したりすることには、きわめて消極的であります。むしろ、魅力がなく、かえってわずらわしいとさえ感じているのであります。今日、技術革新に伴う経済情勢の著しい変化の中で、中小企業の経営を安定させ、その近代的な発展をはかるには、中小企業者の団結の強化、協同化の促進をはかることが、最も急務とされているのであります。

しかるに、以上のように中小企業の当面する課題と現状とは、不幸にも相離反した姿を示しているのであります。そして、この離反をもたらした最大の原因が、政府の政策の不備、怠慢にあるということは、何としても遺憾きわまりないところであります。

わが党は、ここに中小企業基本法案の重要な一環として、中小企業組織法案を提出するゆえんも、実にこの現状を打開せんがためであります。そして中小企業者の協同化への切実な要望にこたえ、だれもがみずからの自由意

志に基づいて、その業種、業態に適応した組合に簡易に参加でき、協同事業活動のもたらす恩恵に浴することができるよう、国に積極的な施策の実行を義務づけるものであります。さらにまた、これらの組織に強力な団結権、団体交渉権を保障することによって、従来の大企業からの不当な圧迫に對し、それに動じない中小企業者の強固な、安定した地位を確立して参らうとするものであります。

これが、今までの中小企業者の組織に関する諸法律を一本化し、中小企業組織法案として提案する理由であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、本法律案の定める中小企業の基本組織は、協同組合であります。この協同組合は、加入、脱退の自由、組合員の権利の平等を原則とし、設立の要件、手続を簡易にし、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行ない得る組織として考えられておるのであります。また、あくまで自主的な、中小企業者が喜んで入る組織を原則とし、強制加入はいかなる場合にもこれを認めていないのであります。

第二に、組合の種類といたしましては、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合、協同組合連合会を考へております。これによつて従来の事業協同組合を勤労事業協同組合に発展させ、また、商店組合を廃止して、新たに下請並びに商店街の両協同組合を設けることとしたしました。また、今までの事業協同小組合、

環境衛生同業組合、火災共済協同組合、企業組合は、それぞれ勤労事業協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、企業協同組合に組織がえさるべきこととしております。

勤労事業協同組合は、地域内の勤労事業者、すなわち、従業員おおむね十人以下にして、かつ資本金百万円以下のもの、ただし商業、サービス業にあつては、おおむね三人以下のものによつて、下請協同組合は、主として地区内の下請業者によつて、商店街協同組合は、主として地域内の小売業またはサービス業者五十人以上によつて、共済協同組合は、一または二以上の都道府県の区域の全部または全国の区域内の中小企業者によつて組織され、他の組織は大体従前通りであります。

第三に、その事業の内容につきましましては、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合の各組合は、経済事業、調整事業、団体協約の締結をあわせ行なうものであります。そして事業協同組合、下請協同組合、環境衛生協同組合が調整事業を行なう場合には、同一業種について地区の重複を認めないこととしておるのであります。また、共済協同組合は、火災だけでなく、風水害、地震、盗難、交通事故、爆発等による損害をも、共済事業の対象に加えております。信用協同組合、企業協同組合の事業については、従来の通りであります。

第四は、調整事業に関する事項についてであります。すなわち、調整事業を行なう場合は、不当に差別的でないこと、一般消費者及び関連事業の利益を不当に害するおそれがないことを一

般的な必要要件としております。さらにそれに加えて、不況カルテルの場合には、不況要件を、合理化カルテルの場合には、価格等に不当な影響を及ぼさないことを要件といたしております。

また、調整規定については、中小企業者のみが加入している組合の場合は届出制で足り、中小企業者以外のものが加入できる組合の場合は、認可制をとることとし、特に価格協定については、公正取引委員会の同意を必要としているのであります。

なお、調整事業を効果あらしめるために、不況カルテルの場合について、アウトサイダー規制命令を出し得ることとしたしておりますが、事業停止命令や加入命令は認めておりません。

第五は、団体協約についてであります。協同組合は、取引条件並びに調整事業について団体協約を締結することができ、相手方は、この団体交渉に對し、応諾する義務があります。そして団体協約のうち、取引条件に関するもの、中小企業者のみが加入している組合の締結したものについては、届出制で足りることとしたしました。なおまた、系列別の下請協同組合が、親事業者との間に取引条件に關して締結した団体協約については、その四分の三以上が適用を受ける場合、その親事業者と取引関係のある組合員以外の下請業者に對し、一般的拘束力を持つことといたしております。

第六に、中央会の機構、運営につきまして、従来の天下り方式を改め、真に民主的な中小企業者の組織とするよう配慮いたしました。すなわち、中央会に正規の理事会を置き、理事会は業務の執行を決する、会長は理事の定め

るところに従つて業務を行ない、会長事故あるときは理事がその職務を代行するといったのであります。

第七といたしまして、特に政府の助成義務を明記しておりますのであります。

これは、初めに申し上げましたように、せっかく組織に関するりっぱな法律ができても、協同化を促進する政府の助成措置に欠けるところがあつては、法の効果的な運用を期することができませんので、共同施設、福祉厚生施設に要する経費、組合の事務に要する経費について、国がその一部を補助することを義務づけたのであります。また、商店街など、協同組合の設置する街灯の公共性を考え、その電気料金について特別の軽減措置をとることとしたしておりますのであります。

その他、細目の規定につきましてはおおむね従来の法律の規定を準用しております。

以上が、二法律案の提案理由とその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○法律委員長 次に、去る二十一日に付託となりました内閣提出の中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法案、中小企業指導法案、二月二十三日に付託になりました中小企業投資育成株式会社法案、及び昨二十五日付託になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の五法案を一括して議題とし、審査に入ります。

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
中小企業近代化資金助成法

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に對し、国が必要なる助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次条各号に掲げるものをいう。

3 この法律において「中小企業設備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける第三条の二に規定するものをいう。

第三条の見出しを「(中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が次に掲げる資金の貸付けの事業(以下「中小企業高度化資金の貸付事業」という。)を行なうときは、その都道府県に対し、予備の管内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

第三条第一項第一号の三中「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第 号)第八條第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは

当該出資に基づいて設立された法人の旨を同法第三條第一項の指定業種に属する事業の用に供するための施設の設置に必要な資金

第三条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限り、又は商業を営む中小企業者(以下「中小企業者」という。)が他の中小企業者と合併をし若しくは他の中小企業者とともに出資をして設立する法人(合併後存続する法人を含む。)であつて小売商業を営むものが、当該事業協同組合若しくは当該事業協同小組合が作成し又は当該合併若しくは当該出資をしようとする中小企業者が共同して作成する小売商業店舗共同化計画に基づいて小売商業の経営形態の近代化を図るための施設を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、当該施設の設置に必要な資金

第三条第一項第四号中「(物品の加工修理業を含む。の下に「又は卸売業」を、「工場等集約化計画」の下に「又は店舗集約化計画」を加え、「又は事業場」を、「事業場又は店舗」に、「振興」を「近代化」に改め、「及び前号」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条

を加える。
(中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成等)
第三条の二 国は、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与する資金(前条に規定するものを除く。)の貸付けの事業(以下「中小企業設備近代化資金の貸付事業」という。)を行なうときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、第十條第一項の規定により都道府県が設置する特別会計において中小企業設備近代化資金の貸付事業に運用することができ資金の額がその事業を行なうのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県ごとに、通商産業大臣が大臣と協議して定める。

第四条を次のように改める。
(一)の借主に対する中小企業高度化資金等の貸付金の限度)
第四条 都道府県が一の借主に対して貸し付けることができる中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の金額は、一の施設、設備その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要と認めた金額の二分の一以内とする。

第五条の見出し中「貸付金」を

「中小企業高度化資金等」に改め、同条中「第三條第一項に規定する貸付に係る貸付金」を「都道府県が貸し付ける中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金」に改める。
第六條の見出しを「(担保又は保証人)」に改め、同条第一項中「第三條第一項に規定する貸付」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付け」に、「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人」に改める。

第七條中「第三條第一項に規定する貸付」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付け」に、「第五條に規定する償還期間の満了前」を「支払期日前」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第八條中「第三條第一項に規定する貸付に係る」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二号中「第三條第一項」を「第三條」に改め、「資金」の下に「又は同条第三号の二に掲げる資金(事業協同組合又は事業協同小組合の施設の設置に必要なものに限る。)を加える。

第九條中「第七條」を「第七條第二号に該当することを理由として同条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、借主が第七條第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金の金額百円につき一日三銭の割合で計算した違

約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。
第十條の見出しを「(県の特別会計)」に改め、同条第一項中「第三條第一項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「(以下「特別会計」という。))」を「(以下「県の特別会計」という。))」に、「(一般会計)」を「都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。))」に、「第三條第一項の規定による補助金」を「第三條の規定による国からの貸付金(以下「国からの貸付金」という。))、第三條の二第一項の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。))」に、「貸付金及び」を「貸付金、第十一條の規定による国への償還金、」に改め、「納付金」の下に「及び第十四條の規定による県の一般会計への繰入金」を加え、同条に次の一項を加える。

3 中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県にあっては、県の特別会計において、当該事業に係る経理を他の経理と区分して行なうものとする。

第十一條を次のように改める。
(国からの貸付金又は補助金の額)
第十一條 一の都道府県に対する国からの貸付金の額は、当該都道府県が行なう中小企業高度化資金の貸付事業の貸付け財源として必要な資金の二分の一以内とする。

2 一の都道府県に対する国からの補助金の額は、当該都道府県が中小企業設備近代化資金の貸付事業の貸付け財源に充てるため県の一般

般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。
第十一条の次に次の一条を加える。
(国からの貸付金の利率及び償還方法)

第十一条の二 国からの貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

第十二条第一項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの貸付金の貸付け又は国からの補助金」に「同項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改める。

第十三条の見出しを「中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止した場合の措置」に改め、同条中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業」に「貸付金」を「当該事業に係る貸付金」に、「同項の規定による補助金」を「国からの補助金」に、「一般会計から」を「県の一般会計から」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、都道府県が、中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。
本則中第十三条の次に次の一条を加える。

(県の一般会計から県の特別会計へ繰り入れた資金の処理)

第十四条 都道府県は、第十一条の二の規定により、国からの貸付金を償還したときは、当該償還金に係る都道府県への償還金の額から当該国への償還金の額を控除した額を県の特別会計から県の一般会計に繰り入れることができる。
附則第二条第三項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの補助金」に改める。

附則第三条第三項中「特別会計」を「県の特別会計」に改め、同条第四項中「第三条第一項の規定により補助金」を「国からの補助金」に「貸付金」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金」に、「一般会計から」を「県の一般会計から」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金及び改正前の第十一条の規定により一般会計から特別会計に繰り入れられた資金を財源とする貸付事業の実施については、なお従前の例による。

2 改正後の第十三条の規定は、改正前の第三条第一項に規定する事業を廃止した場合に準用する。この場合において、改正後の第十三条中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」とあるのは「中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第

三十三号)による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」とあるのは「同項の規定による補助金」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する改正後の第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第百五号)第三条に規定する貸付金の償還金とみなす。

4 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金を財源の一部とした貸付金により取得された固定資産は、中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付けを受けて取得された固定資産とみなす。
(中小企業庁設置法の一部改正)
第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
四の二の二 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の施行に關すること。
(地方税法の一部改正)
第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の十四第五項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。
第七十三條の二十七の四第一項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。
第三條第一項第四号を「中小企業

近代化資金助成法第三條第四号」に改める。
第三百四十九條の三第十六項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第五條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十三條(見出しを含む) 中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に「第三條第一項」を「第三條又は第三條の二第一項」に改める。

理由
中小企業の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対する国の助成の方法を補助金の交付から貸付金から貸付けに改めるとともに、中小企業の近代化を促進するため、都道府県が中小企業者等に対し貸し付ける資金として中小企業の企業との合併に伴う施設の設置に必要な資金等を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法案
(目的)
第一条 この法律は、中小企業の実

態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずること等により中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
二 資本の額は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(中小企業近代化基本計画)
第三条 主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で

定めるもの(以下「指定業種」という。)に属する中小企業について、中小企業近代化基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

一 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。

二 当該業種に属する中小企業の生産性の向上を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

2 基本計画には、第一号又は第二号の事項及び必要に応じ第三号から第八号までの事項について定めるものとする。

一 製造業にあつては、次に掲げる事項

イ 目標年度における製品の性能又は品質、生産費、適正な生産の規模又は方式その他の近代化の目標

ロ 目標年度における当該指定業種の製品の生産又は輸出の見通し

二 製造業以外の業種にあつては、前号の事項に準ずる事項

三 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

四 経営管理の合理化は技術若しくは技能の向上に関する事項

五 事業の共同化、工場等の集団化その他中小企業構造の高度化に関する事項

六 競争の正常化又は取引関係の改善に関する事項

七 需要の開拓に関する事項

八 第三号から前号までに掲げるもののほか、近代化の目標を達成するために必要な事項

3 前項第一号又は第二号の事項は、指定業種ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。

(中小企業近代化実施計画)

第四条 主務大臣は毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な中小企業近代化実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により実施計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な指導を行なうものとする。

(計画の変更)

第五条 主務大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があるとき認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により実施計画を変更した場合に準用する。

(資金の確保)

第六条 政府は、実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保又はその融通のあつせん

に努めるものとする。

(勧告)

第七条 主務大臣は、基本計画に定める中小企業の近代化の目標を達成するため、当該基本計画に定める第三号第二項第五号又は第六号の事項に關し、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうことが特に必要であると認めるときは、当該中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し必要な勧告をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者と競合し若しくは関連する事業を行なう者(以下「関連事業者」という。)又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあるとき認めるときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができ

3 主務大臣は、前二項の勧告をしようとするときは、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

(合併等の場合の課税の特例)

第八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む中小企業者に対し、その者が指定事業を営む他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を営む他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定

事業を営む他の中小企業者とともに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該指定事業を営む中小企業者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができ

3 第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

(減価償却の特例)

第九条 中小企業者(資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる者及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる者を除く。)であつて指定事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができ

事業を営む他の中小企業者とともに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該指定事業を営む中小企業者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができ

3 第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

(減価償却の特例)

第九条 中小企業者(資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる者及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる者を除く。)であつて指定事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができ

(転換の指導等)

第十条 主務大臣は、需給構造その他の経済的事情の変化に即応して事業の転換を行なうとする中小企業者の申出があつた場合において、当該事業の転換が中小企業の近代化の促進に資するものであると認めるときは、当該中小企業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようにするため必要な指導を行なうものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の融通のあつせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

(中小企業近代化審議会)

第十一条 通商産業省に、中小企業近代化審議会を置く。

第十二条 中小企業近代化審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議する。

第十三条 審議会は委員四十名以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任

命された委員の任期は、二年とする。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十五条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第十六条 第十一条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十七条 主務大臣は、基本計画若しくは実施計画を定め又は基本計画若しくは実施計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしているとき、又は、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めべき事項について審議会の意見をきかなければならない。

(主務大臣)

第十八条 この法律における主務大臣は、当該指定業種に属する事業大

を所管する大臣とする。ただし、第七条第二項の報告、第十条第一項の指導又は前条第二項の報告の徴収に關しては、当該報告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によって設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

(罰則)

第十九条 第十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 中小企業業種別振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政令で定める業種」を「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第 号)第三条第一項に規定する指定業種以外の業種であつて政令で定めるもの」に、

「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次の次に一項を加える。

2 前項の規定による業種の指定は、昭和三十八年六月三十日までに行なうものとする。

第四条第三項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

第五条から第十条までを次のように改める。

第五節から第十節まで 削除

第十一条第三項中「審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法」を「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第 号)及び中小企業業種別振興臨時措置法」に改める。

第五条第一項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 中小企業近代化審議会については、中小企業近代化促進法の定めるところによる。

理由

中小企業の近代化を促進するため、中小企業近代化計画を策定し、かつ、その円滑な実施を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業指導法案
中小企業指導法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 中小企業指導事業(第三条・第七條)

第三章 日本中小企業指導センター

第一節 総則(第八条・第十四條)

第二節 役員等(第十五条・第二十五條)

第三節 業務(第二十六条・第二十七條)

第四節 財務及び會計(第二十八條・第三十五條)

第五節 監督(第三十六條・第三十七條)

第六節 雑則(第三十八條・第三十九條)

第七節 罰則(第四十条・第四十二條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図り、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工

業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数及びその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの

業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数及びその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの

第二章 中小企業指導事業

(中小企業指導計画)

第三条 通商産業大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次に掲げる事業であつて、国、都道府県(政令で指定する市を含む。以下同じ。)及び日本中小企業センターが行なうもの(以下「中小企業指導事業」という。)の実施に關する計画を定めるものとする。

一 中小企業業の依頼に應じて、

三五

その経営管理に關し、経営の診斷又は指導を行なう事業

二 中小企業者の依頼に應じて、技術指導を行なう事業又はそのために必要な試験研究を行なう事業

三 中小企業の経営管理又は技術に關し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行なう事業

四 中小企業指導担当者（国又は都道府県が行なう第一号又は第二号に掲げる事業において、経営の診斷若しくは指導又は技術指導を担当する者をいう。以下同じ。）を養成し、又は中小企業指導担当者に対して研修を行なう事業

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診斷若しくは指導又は技術指導に關連する事業

2 通商産業大臣は、前項の計画を定めるにあつては、国、都道府県及び日本中小企業指導センターが行なう事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業の経営管理又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業指導事業が行なわれるように配慮しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行なう中小企業指導事業の実施に關する計画を定め、これを通商産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるにあつては、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営管理又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業指導事業が行なわれるように配慮しなければならない。

（通商産業大臣の助言）
第五条 通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対して、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業指導事業の実施に關し助言をすることができ

（基準の作成等）
第六条 通商産業大臣は、中小企業指導事業の効率的な実施に資するため、中小企業近代化審議会の意見をきいて、通商産業省令で、経営の診斷若しくは指導又は技術指導の方法、経営の診斷を担当する者の資格その他の事項について、中小企業指導事業の実施に關する基準を定めるものとする。

2 通商産業大臣は、登録簿を備え、中小企業指導事業において経営の診斷を担当する者であつて、前項の通商産業省令で定める資格を有するものに関する事項を登録する。

3 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、通商産業省令で定める。

（国の補助）
第七条 国は、第四条第一項の規定による届出があつた計画が第三条第一項の計画に適合している場合において、都道府県が当該届出に係る計画に基づいて中小企業指導事業を行なうときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することができる。

第三章 日本中小企業指導センター
第一節 総則
（目的）
第八条 日本中小企業指導センター（以下「指導センター」という。）は、第三条第一項の計画において指導センターが行なうべきものと定められた事業を行なうこと等により、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）
第九条 指導センターは、法人とする。

（事務所）
第十条 指導センターは主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）
第十一条 指導センターの資本金は、五千万円とし、政府がその全額を出資する。

（登記）
第十二条 指導センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第十三条 指導センターでない者は、日本中小企業指導センターという名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、指導センターに準用する。

第二節 役員等
第十五条 指導センターに、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）
第十六条 理事長は、指導センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して指導センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、指導センターの業務を監査する。

（役員の任命及び任期）
第十七条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格条項）
第十八条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
（役員の解任）
第十九条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

第二十條 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けてこれを解任することができる。

（役員の兼職禁止）
第二十一条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第二十二条 指導センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が指導センターを代表する。

（評議員会）

第二十三条 指導センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に依り、指導センターの業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることが出来る。

4 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

5 評議員は、都道府県知事及び中小企業の経営管理又は技術に関する知識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることが出来る。

(職員の任命)
第二十四条 指導センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)
第二十五条 指導センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)
第二十六条 指導センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 中小企業指導担当者を養成し、又は中小企業指導担当者に対して研修を行なうこと。

二 役員又は職員を派遣して、都道府県が行なう中小企業指導事業の改善向上のため必要な協力を行なうこと。

三 中小企業の経営管理又は技術

に関する調査及び研究を行なうこと。

四 中小企業の経営管理又は技術に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 中小企業の経営管理又は技術に関する指導を行なう団体との提携又は連絡を行なうこと。

六 中小企業の経営管理の合理化又は技術の向上に関する業務であつて、行政庁から委託を受け

たもの

七 前各号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第二十七条 指導センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)
第二十八条 指導センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第二十九条 指導センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第三十条 指導センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の

終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指導センターは、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十一条 指導センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 指導センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)
第三十二条 指導センターは、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十三条 指導センターは、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託会社は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十四条 指導センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)
第三十五条 この法律に規定するもののほか、指導センターの財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

(監督)
第三十六条 指導センターは、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第三十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指導センターの事務所その他の事業所に立ち入

り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合はおいては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(解散)
第三十八条 指導センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十九条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十七条第一項、第二十九条又は第三十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十七条第二項又は第三十五条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四 第三十三条第一号の規定をしようとするとき。

第七節 罰則
第四十条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指導センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした指導センターの役員又は職員は、

三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十六条に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十二条 第十三条の規定に違反して日本中小企業指導センターという名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期間)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(指導センターの設立)

第二条 通商産業大臣は、指導センターの理事長又は監事となすべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、指導センターの成立の時にあって、この法律によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとす。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、指導センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、指導センターの

設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

4 第四條附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 指導センターは、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

(財団法人日本中小企業指導センターからの引継ぎ)

第六條 昭和三十七年六月二十七日に設立された財団法人日本中小企業指導センター(以下この条において「財団法人日本中小企業指導センター」という。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、指導センターにおいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本中小企業指導センターの一切の権利及び義務は指導センターの成立の時にあって指導センターに承継されるものとし、財団法人日本中小企業指導

導センターは、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 指導センターは、前項の規定により財団法人日本中小企業指導センターの権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第三十一条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

5 第三項の規定により財団法人日本中小企業指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に日本中小企業指導センターという名称を用いている者については、第十三条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八條 指導センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 指導センターの最初の事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「指導センターの成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「簡易保険郵

便年金福祉事業団」の下に「日本中小企業指導センター」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に「中小企業指導法」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「日本中小企業指導センター」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ六 日本中小企業指導センターノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「及び地方競馬全国協会」を「地方競馬全国協会及び日本中小企業指導センター」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「及び日本中央競馬会」を「日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「中小企業信用保険公庫」の下に「日本中小企業指導センター」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十六條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中小企業指導法(昭和三十八年法律第 号)の施行に關すること。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十七條 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六章を次のように改める。

理 由

中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るため、日本中小企業指導センターを設立するとともに、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業投資育成株式会社法案

中小企業投資育成株式会社法案

(会社法の一部改正)

第一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

第二条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）は、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋市及び大阪市に置く。

第三条 会社の株式は、額面株式とする。

2 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条の規定にかかわらず、会社の発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、かつ、利益をもつて消却することができ、ものを（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条第二項の規定は、前項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

4 第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行価額の総額は、六億円をこえることができ、その引き受ける優先株式の数は、会社ごとにその発行済み株式の総数の三分の一をこえることができないものとする。

5 第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

6 第二項の規定による優先株式の引受けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなし、当該優先株式に対する配当（第五条第三項又は第四項の規定により支払を受ける金額を含む。）は、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の適用については、同法第五十三条に規定する収入とみなす。

7 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四条 会社は、他の法令の規定にかかわらず、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する旨及び当該優先株式の数を定款に記載しなければならない。

2 会社は、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する前に、当該優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当に関する優先株式消却計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五条 会社は、毎営業年度における利益のうちから、次の各号に定めるところにより、第三条第二項

の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当をしなければならない。

一 利益のうち、優先株式消却計画に定める金額の当該優先株式の消却への充当

二 前号の金額を控除してなお利益があるときは、当該優先株式に対して優先株式消却計画に定める割合（以下「優先配当割合」という。）に達するまでの金額の配当への充当

2 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却は、額面金額により行なう。

3 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式に対する配当金額が優先配当割合（優先株式消却計画において二以上の優先配当割合を定めたときは、その最も大きい割合）によつて計算した金額に達しない営業年度があつたときは、当該会社は、その不足額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、当該優先株式の総数の消却を終わった営業年度以後の各営業年度における利益のうちから、公庫に対して支払わなければならない。

4 会社が前項の不足額の全部を支払う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支払われない不足額は、残余財産の分配に先き立って支払わなければならない。

5 公庫に対する残余財産の分配については、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式以外の株式に優先して当該優先株式の額面金額を支払うものとする。

（商号の使用制限）

第六条 会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第七条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（事業の範囲）

第八条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本の額が五千万円以下の株式会社であつて、その業種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに属する事業を主たる事業として営むもの

二 前号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（同号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行なう事業

四 前三号の事業に附帯する事業

の規定により新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社の資本の額が一億円をこえることとなるときは、その新株を引き受けてはならない。

（事業に関する規程）

第九条 会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、次の事項を定めておかなければならない。

一 新株の引受けの相手方の選定の基準、新株の引受けの際の評価の基準、新株の引受けの限度、株式の保有期間及び株式の処分の方法

二 前条第一項第三号に掲げる事業に係る手数料

（事業計画等）

第十条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第十一条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(監督)

第十三条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第十四条 通商産業大臣は、第三条第七項、第四条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社の発行する株式の総数を変更するものに限り)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公庫の貸付け)

第十六条 公庫は、中小企業金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

(罰則)

第十七条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができなるときは、その価額を追徴する。

第十八条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十九条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三条第七項の規定に違反して、新株を発行したとき。
二 第八条第二項の規定に違反し

て、新株を引き受けたとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、事業に關する規程の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

五 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

3 設立委員は、定款及び会社の発行する優先株式に係る優先株式消却計画を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式につき、株主を募集しなければならない。

6 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7 設立委員は株式の申込みをした者に對し株式を割り当てるときは、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があるときは、当該会社につき公庫が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に對し割り当てなければならない。

8 商法第六百六十七條、第六百八十一條及び第六百八十五條の規定は、会社の設立については適用しない。

9 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間、適用しない。

10 事業計画等についての経過規定(事業計画等)については、この法律の施行の日から起算して六月間、適用しない。

11 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

12 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

13 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

14 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

15 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

16 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

17 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

18 中小企業投資育成株式会社の設立については、第十條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條中「第十三條第一項又は」を「第十三條第一項若しくは」に改め、「配当をしたとき」の下に「、又は中小企業投資育成株式会社が中小企業投資育成株式法(昭和三十三年法律第

号)第五條第一項の規定により利益から優先株式(中小企業金融公庫が同法第三條第二項の規定により昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に引き受けたものに限り)に對する配当をしたとき」を加える。

理由 中小企業の自己資本の充實を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社の設立、これに中小企業に対する投資等の事業を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律 正する法律 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一千万円」

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

を「五千万円（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円）」に、「三十人」を「五十人」に改め、同項第二号中「事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえない」を「事業者が五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である」に、「以下同じ」を以下第三条第一項において同じに改め、同項第五号中「常時三十人」を「一千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人」に改め、同項第六号中「常時三百人」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人」に改め、同項第七号中「常時」を「五千万円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「近代化関係中小企業者」とは、中小企業者であつて次に掲げるものをいう。

一 会社及び個人であつて、機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五十四号）第二条第一項に規定する特定機械工業又は電子工業振興臨時措置法（昭和三十三年法律第七十一号）第二条第二項に規定する電子工業を行なうもの

二 会社及び個人であつて、中小企業近代化促進法（昭和三十一年法律第九号）第三条第一項に規定する指定業種に属する事業を行なうもの（前号に掲げるものを除く。）

三 中小企業等協同組合であつて、前二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が前二号の事業を行なう者であるもの

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、第一号若しくは第二号の事業を行なうもの又はその構成員が第一号若しくは第二号の事業を行なう者であるもの

五 特別の法律により設立された組合又はその連合会（政令で定めるものに限る）であつて、第二号の事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が同号の事業を行なう者であるもの

六 中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第十五号）第三条第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの（中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第九号）による改正前の中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等であつて、同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む）及びその直接又は間接の構成員（前各号に掲げるものを除く。）

第三号第一項中「国民金融公庫からの借入」を「国民金融公庫（以下「金融機関」と総称する。）からの借入れ」に改め、同条第四項中「必要なもの」の下に「（次条第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付

金）を除く。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三号の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が近代化関係中小企業者の金融機関からの借入れ（給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、近代化関係中小企業者一人についての保証額の合計額が三千万円（その近代化関係中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は第二条第三項第五号に掲げるものであるときは、五千万円）をこえることができない保証について、保証をした借入金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係が成立する保証をした借入金（給付の場合は、給付金）は、通商産業省令で定めるところにより近代化関係中小企業者の第二条第三項第一号若しくは第二号の事業に係る設備の近代化又は工場若しくは店舗の集約化のため必要なものである旨の証明を受けたものであるとして、その額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の合計額）が五十万円をこえるものであり、かつ、その借入期間（給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間

の満了の時までの期間）が一年以上のものに限る。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。第五条及び第七条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第九条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え「同項」を「第三条第一項又は第三条の二第一項」に改める。

第十条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第十一条中「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「同項」を「第三条第一項若しくは第三条の二第一項」に改める。

附則 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由 中小企業者の設備の近代化又は工場若しくは店舗の集約化に必要な資金の融通の円滑化に資するため中小企業信用保険に新たな種別の保険制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○遠澤委員長 ます、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することといたします。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、わが国経済において中小企業が占める地位の重要性にかんがみまして、従来より、各般にわたる中小企業対策を実施して、その指導育成に努心してきたところであります。

このたび、中小企業基本法を制定し、中小企業の進めべき道を明らかにするとともに、関連施策の拡充強化をはかることとしておりますが、その一つとして、従来から行なわれております中小企業の近代化に必要な資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成内容を一そう拡充することとし、新たに中小企業高度化資金の貸付制度を設けて、中小企業者が行なう事業の共同化等を強力に助成する必要があると考えまして、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、本改正法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、中小企業高度化資金の貸付制度を創設することに伴い、目的及び題名を改めることとしたものであります。

第二は、中小企業基本法の趣旨にあわせて中小企業者の範囲を引き上げることとしたこととあります。

第三は、新たに中小企業高度化資金の貸付制度を設け、中小企業等協同組合等の共同施設、工場団地、商業団地、中小企業者の合併、共同出資により設立された法人の施設、中小企業者の協業によるスーパーマーケット等を助成対象とすることとし、これに伴ない、中小企業等協同組合等の共同施設、工場団地に対する国の助成の方法を、従来の都道府県への補助金交付の制度から本制度に改めるものであります。

す。

なお、都道府県からの中小企業者に対する貸付については、おおむね従来と異なるところはございません。

また、中小企業高度化資金の貸付制度の円滑な運用をはかるため、別途中小企業高度化資金特別会計法案を提案することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化促進法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の中小企業は、国民経済のあらゆる領域にわたってきわめて重要な地位を占めており、わが国経済の発展に多大の貢献をしてきたことは申すまでもないところであります。政府におきましても、中小企業の成長発展をはかるため、従来より各般にわたる施策を実施して、その指導育成に努めて参ったのであります。

しかしながら、貿易の自由化、技術革新の進展等、昨今の経済情勢の推移を見ますとき、わが国経済が今後一そう健全な発展を遂げるためには、大企業と中小企業との生産性等の格差を是正することが、緊要な課題となるのであります。この課題にこたえるためには、中小企業関係施策を一そう拡充強化することが必要とされるのであります。

従って、このたび、中小企業基本法を制定し、中小企業の進むべき道を明らかにいたしますとともに、その関連施策の重要な一環として、経済政策上特に中小企業の早急な近代化を必要とする業種につきまして、業種ごとに近代化計画を策定し、その実施のための

強力な助成措置を講ずるため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれており、かつ、国の経済政策上特に急速に近代化をはからなければならない業種を政令で指定いたしました。指定業種ごとに、その業種に属する中小企業について近代化計画を策定することであり、すなわち、指定業種ごとに実態調査を行ない、その結果に基づいて、中小企業の実態に即した中小企業近代化計画を策定することとし、この近代化計画には、目標年度における製品の品質、生産費、適正生産規模等の近代化の目標を設けるほか、必要に応じ、設備の近代化、経営管理の合理化等、目標を達成するために必要な事項を定めるものとしたしました。

さらに、計画を定めたときは、その要旨を公表して、中小企業者またはその団体等に対し周知徹底をはかるとともに、必要な指導を行なうこととしております。

第二は、中小企業者等に対して勧告ができることとしたこととあります。これは、近代化計画の円滑な実施のため必要があるときは、中小企業構造の高度化、競争の正常化及び取引関係の改善に関して、主務大臣が中小企業者、関連事業者等に対して勧告ができるものとし、計画の円滑な達成を確保しようとするものであります。

第三は、近代化計画を円滑に実施するため必要な助成措置を講ずることとしたこととあります。

すなわち、指定事業を営む中小企業者に対しては、近代化のために必要な資金について、政府が資金の確保またはその融通のあつせんに努めるものとするほか、税制上も、固定資産についての特別償却及び合併、共同出資による新会社の設立等の場合の課税の特例を認めることとし、近代化の促進を助成することとしております。

第四は、需給構造の変化等、経済事情の変化に即応して事業の転換を行なう中小企業者に対し、適切な指導を行なうほか、資金の融通のあつせん、従事者の就職のため必要な援助を行なうこととするものであります。

以上のほか、中小企業近代化審議会を設けて、法の運用の慎重を期するとともに、所要の規定の整備を行なうこととしております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○連署委員長 廣瀬政務次官

○廣瀬(正)政府委員 中小企業指導法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業は、大企業に比し、経営管理及び技術の面でも著しい立ちおくれを示しております。これが大企業との格差の解消を困難ならしめるおもな原因の一つとなっており、

これに対し、国及び地方公共団体におきましては、従来より密接な協力のもとに、中小企業者を対象として、企業診断を中心とする経営指導と試験研究を合わせた技術指導とを実施して参ったのであります。その効果もきわめて大なるものがあつたと思われま

す。

しかし、最近における内外の経済情勢の変化や、経営管理技法及び科学技術の著しい進歩を考え合わせますと、従来の中小企業指導事業をさらに一そう強化しますとともに、新たに人づく対策の一環として、中小企業の経営者及び従業員に対し、経営管理及び技術に関する研修を実施いたしますことが、現下の急務であると考えられるのであります。

ところで、このような諸般の施策を計画的かつ効率的に推進いたしますためには、国が法律に基づいて計画及び基準を定めるとともに、必要に応じて地方公共団体に対する補助及び助言を行なうことにより、中小企業指導事業を調整し、助成していくことが適当であると考えられるのであります。

また、中小企業指導事業の充実をはかりましたためには、優秀な指導担当者数を多く確保する必要があります。このため、昨年、財団法人日本中小企業指導センターが設立され、国庫補助を受けて現在指導担当者の養成及び研修等の事業を開始しておりますが、もと

も同センターの事業は、公共的性格がきわめて強いのであります。いわば国の機能を代行しているとも言えます。従って、この際同センターに対する指導、監督及び助成をさらに強化するため、国庫出資を行ないまして、特別の法律に基づきますところの、いわゆる特殊法人とするのが適当であると考へられます。

このような諸見地より、本国会に提出いたします中小企業基本法案の関連法規の一つとして、この法律案を提出いたしました。その内容は、次の通りであります。

りであります。

第一は、国において中小企業指導事業に関する計画及び基準を作成し、必要に応じて地方公共団体に対する補助及び助言を行なうこととあります。なお、計画及び基準を定めるにあたりましては、学識経験者の方々の御意も取り入れたものとするため、別に本国会に提出いたします中小企業近代化促進法案で設置が予定されておりますところの中小企業近代化審議会の意見を聞くこととしております。

第二は、日本中小企業指導センターの組織、業務及び運営に関する事項であります。同センターは、役員として理事長、理事及び監事を置くこととし、通商産業大臣がその監督を行なうこととしております。同センターのおもな業務は、先ほど申し上げました指導担当者の養成及び研修のほか役員または職員を派遣して、地方公共団体の中小企業指導事業の実施に協力させること、及び中小企業の経営管理または技術に関する調査研究を行なうこととであります。

その他、事務所の設置、名称の使用制限、業務方法書の認可、借入金等に関する、通常の特殊法人に関する法律と同種の規定をいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

中小企業投資育成株式会社法案につきまして、提出の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割

が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されることであると思います。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会が乏しく、この状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を講ずるとともに、必要な監督を行なうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。
第一に、中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展をはかるため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とし、その事業は、産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化の促進に寄与する業種に属する中小企業が発行する増資新株の引き受け、及び投資先中小企業の経営上または技術上の指導を行なうことといたしました。

第二に、東京、名古屋及び大阪の三地点にそれぞれ中小企業投資育成株式会社を設立することとし、その事業の性格上、各地の中小企業に密着した業務の運営に資することといたしました。

第三に、会社に対する助成措置といたしましては、まず、中小企業金融公庫が総額で六億円、かつ、各会社の発

行済み株式総数の三分の一を限度として、会社の発行する優先株式を引き受けることといたしました。これは、会社の事業の性格上、その発足後当分の間は、純然たる私企業の運営をもってしては、資金調達及び収支見込みの両面において少なからぬ困難が予想されるためであります。

なお、会社が右の優先株式について配当をする場合には、会社の経理上これを損金扱いとするよう税法上の特別措置を講ずることといたしました。さらに、会社に対する助成措置といたしまして、中小企業金融公庫からの貸付の道を開き、会社の事業に必要な長期資金を確保し得るよう配慮した次第であります。

第四に、会社の適正な事業運営を期するために、役員を選任、事業計画、定款等については、通商産業大臣の認可を通じて国が監督を行なうことといたしました。

以上、この法律案の提出の理由及びその概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませうお願い申し上げます。

ただいま提案になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業信用保険公庫が行なう信用保険業務の対象となる中小企業者の範囲につきましては、今日まで、製造業者等にあつては資本の額一千万円以下または従業員数三百人以下、商業業者等にあつては資本の額一千万円以下または従業員数三十人以下等として取り扱って参っておりますが、最近における経済の進展にかんがみ、また、さきに提案いたしました中小企業基本法案の趣旨に照らし、この法律におきまして、新事態に即応して中小企業者の定義を改定する必要があると考えられる次第であります。

また、産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進するためには、中小企業の近代化を早急に実現することが必要と認められるところでありまして、信用保険制度の面におきましても、設備の近代化等を特に要請される中小企業者について、設備近代化等に必要資金の借り入れの円滑化に資するため、新たな種別の保険制度を創設し、信用保険制度の一その拡充強化をはからうとするものであります。

かような趣旨に従ひまして、まず、中小企業者の定義につきましては、製造業者等にあつては資本の額が五千万円以下または従業員数三百人以下のもの、商業業者等にあつては資本の額が一千万円以下または従業員数五十人以下のものとするに改め、この法律の対象となる中小企業者団体の場合にも、これに準じて所要の改正をしようとするものであります。

次に新たに創設される保険制度は、特に設備の近代化等が緊急に要請されている業種に属する中小企業者につい

て、その設備近代化等に必要資金の借り入れに伴う保証に關し、一人につき三千万円（中小企業者団体にあつては、五千万円）を限度とする保険契約を中小企業信用保険公庫と信用保証協会との間に締結することができるよう改正し、設備近代化の促進に資せしめようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませうお願い申し上げます。

○達澤委員長 以上で、各案の趣旨の説明は終わりました。
各案についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○達澤委員長 内閣提出の中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
本日は、本案審査のため、参考人として全国信用保証協会連合会常務理事の深瀬晃君が出席されておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

深瀬参考人には、御多忙のところ御出席をいただき、ありがとうございます。参考人におかれましては、どうぞご静慮のない御意見を述べ下さるようお願いいたします。ただ時間の都合上、最初に御意見を述べいただく時間は十分程度にお願いし、後刻委員の質疑にも十分お答え下さるようお願いいたします。

それでは、参考人深瀬晃君より御意見を承ることといたします。深瀬参考人。

○深瀬参考人 私、全国信用保証協会連合会常務の深瀬でございます。よろしく御願いたします。平素保証業務につきましましては、皆様の格別の御理解とあたたかい御支援を賜わっております次第でございます。おかげをもちまして、いささかでも中小企業者のために貢献をすることができておりますことは、皆様の御配慮によるものでございまして、この機会に全国の協会にかわ

りまして厚く御礼を申し上げます。存じます。なお、今後せねばならないこと、改善すべきことが多々ございまして、今後とも引き続きまして、どうぞ御指導のほどをお願い申し上げます。

本日、当委員会に私が参考人としてお呼びをいただきました趣旨は、来年度の政府予算案におきまして、国の財政から三十億円を保険公庫に出資するに伴います公庫法の改正に關連する事項につきましまして、保証協会として意見を述べようということでございまして、御趣旨を体しまして、この三十億円の効果とか、なおせつかくお与え下さいました機会でもありますので、それに関連いたします事項につきまして、保証協会として意見を述べさせていただきます。

りではまことに保証協会といたしまして、協会有りたがたいこととございまして、協会といたしましては、この国の御配意に十分におこたえをせねばならぬと考えております。おかげをもちまして、保証制度も年々強化されて参りました。三十七年度は約四〇%の保証伸長をいたしまして、この三月末残高は大體二千六百億円に近いものと推定いたしておるのでございます。三十八年度におきましては、この三千億円と、都道府県からの財政援助、それから協会自体の収支残高等をもとにいたしまして、さらに本年度程度以上の保証伸長をせねばならぬ、こういうふう存じておるのでございます。

それではこの三千億円で十分満足か、こういう点でございしますが、私も、政府と同じように、三十八年度の保証平残の目標は二千九百億円というところでございまして、これを達成いたしますに必要な流動資産をその約五・五分の一というふうに計算をいたしまして、大體五百三十億円と押えまして、そのうち三十七年度末には約三百九十八億円くらいの保有流動資産があると推算いたしまして、差引百三十億円ばかり新しい流動資産を持たねばならない、こういうふう存じておるのでございます。ここまでは政府と全く同じ見解でございます。県から七十億円、それから保証協会全体の三十七年度におきます収支じり、これが約十二億円くらいの見当であります、差し引きまして五十億円を国の財政に期待いたしたのでございますが、それが三十億円になったのでございまして、ありがたいという気持は一ぱいでございますが、決して手放しで満足してお

りというには遠いのでございます。それでは五十億円の要望が三十億円になったから、二千九百億円の目標達成というのとは絶対不可能か、こういう現実の問題になって参りますと、これはそれだけ都道府県に期待をいたす分が多くなるわけでございまして、これは保証協会といたしまして、今後なみなみな努力を要する問題であるのでございまして、なお、保証協会といたしましては、関係の金融機関に對しまして、保証業務の伸長につきまして今後一そうの協力を要請する等の努力をいたしまして、何とかしてこの目標に近い点までこぎつけたいというのが、今の心境でございます。ただ、来年度災害とかいうような一般保証と性質の違う保証が多数発生いたしますと、なかなかこの三千億円では乗り切れぬ事態が起こるということを申し上げまして、そういう事態が起こらないということを願ひながらも、なおそのときのことが心配であるというのが、率直な感じでございます。

次に、この公庫への出資に関連いたしまして、今後ぜひとも御配慮を賜わりたい事項を簡単に申し上げます。存じます。それは保険料の引き下げでございます。この三十億円の運用益の一部をもちまして、来年度小口保険料を日歩二毛、これは大體現行の一・二%でございまして、その程度引き下げていただければ、さらに包括一種の保険につきまして日歩一毛、これは現行の約五%に相当いたしますが、その程度引き下げを願ふという政府案になっていくように伺っております。これは、いづれもその限りではまことにけっこうでございますが、協会の年来要望いた

しております引き下げ率にははるかに遠いのでございまして、全体的にはなお二〇%から二五%程度の引き下げが望ましいのでございまして、毎年少々しつこいとお考えになるほど繰り返して要望申し上げておる問題でございます。

ではなぜかように保険料の引き下げを望むかということでございますが、これは保証料の引き下げのためには、保険料の引き下げが一番近道である、こういうことからございまして、大へんに概括的なことで恐縮でございますが、三十六年度について見ますと、全協会の保証料の収入というのは二十六億円ございまして、これに對しまして、保険料は約八億円の支出をいたしてあります。これは大體保証料の三〇%程度に当たるわけでございまして、この三〇%程度は何としても高率でございまして、これを引き下げることにによりまして、保証料の引き下げをはかりたいというところでございまして、もちろん、公庫の貸付金の利息収入からの運用益の一部が保証料引き下げに寄与しておることは事実でございますが、先ほどの保証料の一〇%を引き下げるといたしまして、二十六億の一〇%程度でございまして、二億六千万でございまして、この三十億円の利息収入ではなかなかそこまではないのでござい

ます。保証料は、御承知のように、中小企業者にとりまして金利の上積みになるわけでございまして、負担軽減という面から保証料の引き下げという声はすこぶる強いのでございまして、協会といたしましては、本委員会から私がちようだいいたしました政府の資料によ

りまして明らかにございしますように、だんだんと保証料の引き下げを現いたしておるのでございます。しかしながら、保険公庫の立場に立つて考えますと、保証協会の要請はよくわかりになっておりながら、なかなか要望をかなえられないという仕組みになっているのでございまして、保険公庫の苦しい立場も了とせざるを得ないのでございまして、と申しますのは、相当大幅な保険料引き下げのためには、公庫の経理が収支均衡せねばならぬという鉄則をはずすか、それとも収支均衡の上に立つという原則を守るために、これは保険料引き下げに相当する原資を生む保険準備金を相当額追加投入しなければならぬわけでござい

まして、私は、収支均衡という今の原則を堅持するためには、何とかして保険準備金を追加投入してほしいのでございまして。現在の保険準備金は六十五億でございますが、これを倍程度まで増加いたしまして、きしあつてわれわれが要望いたしております程度の引き下げを実現していただきたいというのが、お願いの趣旨でございます。私も、ともいいたしましては、少し控え目に、来年度四十五億円くらいの準備金の追加を要望いたしまして、これによりまして相当の保険料の引き下げを希望いたしましたのでございまして、残念ながら実現に至らないのでござい

ます。なお、これはよいかな希望だということをおしかりをこうむるかも知れませんが、保険準備金は、現在のように資金運用部に預託をいたしませんで、保証協会にお貸しを願えれば、保証協会は、これを保証原資といたしまして取引の銀行に預託をいたしまして、金利

はそのまま保険公庫にお納めする。これによりまして、保険公庫の運用収入は全く同じで、しかも保証伸長ができ、その金は保証と結びついておるのでございまして、一銭の違ひもなく確実に中小企業に向かつて流れるという、一石二鳥の方法があるということをし添えさせていただきますのでござい

ます。次は、保険の限度についてでございます。この問題は、むしろ保険法の改正の御審議がこの委員会で行なわれま

すが、せつかくお与え下さいました本日の機会でもございしますので、お許しをこうぐりまして、申し述べさせていただきます。

現行の小口保険は、一人につき二十万円でございます。包括二種は、一般は七百万円、組合は一千万円、これが限度でございます。小口保険についてみますと、保証の第一線の窓口で直接中小企業者に接しておる者の実感といたしましては、これは営業資金でありますから、何とかしてしましても二十万円では低過ぎるという意見でございます。大體の感觸をいたしましては、一般に五十万円、大都市におきましてはそれよりも少し高いところというのが、御意見でございます。経済の拡大に伴いまして、中小企業者もいたしましては、資金の需要がだんだんと高くなつてくるということも事実でござい

まして、私も保証協会といたしましては、三十八年度少し控え目に現在の二十万円を三十万円に引き上げまして、しかも現在とっております従業員常時五人以下、サービス業三人以下という制限をはずしまして、三十万円

は、保証の限度についてでございます。この問題は、むしろ保険法の改正の御審議がこの委員会で行なわれま

すが、せつかくお与え下さいました本日の機会でもございしますので、お許しをこうぐりまして、申し述べさせていただきます。

現行の小口保険は、一人につき二十万円でございます。包括二種は、一般は七百万円、組合は一千万円、これが限度でございます。小口保険についてみますと、保証の第一線の窓口で直接中小企業者に接しておる者の実感といたしましては、これは営業資金でありますから、何とかしてしましても二十万円では低過ぎるという意見でございます。大體の感觸をいたしましては、一般に五十万円、大都市におきましてはそれよりも少し高いところというのが、御意見でございます。経済の拡大に伴いまして、中小企業者もいたしましては、資金の需要がだんだんと高くなつてくるということも事実でござい

の申し込みなら、それをそのまま小口保険の対象とするというふうにお考えを願いたいということを要望いたしました。これも実現に至らなかったのでございます。小口保険の制度は、趣旨はまことにけっこうな制度でございますが、こういう実情でございます。まして、まことに中途半端な制度になりまして、実効が薄いということが、私どもの抱いておる実感でございます。

次に、包括二種保険の限度は、一般には先ほど申しましたように七百万円、組合は一千万円ありますが、各協会が中小企業者に接しております者の意見といたしましては、これでは中途半端だということでございます。経済が拡大いたしました、中小企業者の資金需要が大きくなるということ、先ほど申し上げた通りでございます。皆さんすでに御承知の通りでございますが、一方、中小企業基本法で中小企業者の定義も拡張されるという時期でもございまして、来年度七百万円を一千万円に引き上げまして、組合の現在の一千万円を三千万円に保証を引き上げるということを全国の協会会で申し合わせをいたしまして、その裏づけをいたしまして、保険の限度も同様に引き上げ方を要望いたしましたのでございますが、残念ながらこれも見送りとなつたのでございます。政府でも、来年は見送るが、三十九年度には考へてもよろしいという御意見も一部にあるかと伺っておりますので、それまでは中小企業者の方々にがまんをして待っていただくということになるのでございます。

蛇足でございますが、この限度引き上げをやれば、大口に力が入ります。で、せっかくの小口制度がなおざりになりはしないかという御懸念を万一手持ちの方がございましたら、その御心配はないと申し上げたいのであります。

保証の中で二十万円以下の占める比率を申し上げますと、件数では四〇%、金額では一〇%でございます。これを五十万円以下ということにいたしますと、件数で七五%、金額で三〇%でございます。実績の上からも、小口に力を注いでおるということを申し上げたいと存じますのでございます。

要は、保証協会の心がまえの問題でございます。全協会とも、中小企業者のための保証という立場に強く立脚いたしておるのでございまして、小口をなおざりにするということは、將來もないと断言してよろしいと存ずるものでございます。その上に、各方面の有識者によつて組織いたされております保証協会の理事会なり、さらに直接日常保証業務を監督されております都道府県当局の強い御監督もある次第でございますから、二重の意味でいただいた懸念はないということをお願い添えさせていただきますと思ひます。

大へん簡単でございますが……
○遠澤委員長 以上で参考人の意見の聴取は終わりました。

○遠澤委員長 次に、本案について政府並びに参考人に対する質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 時間の関係もありますので、簡潔に質問いたします。まず、保証協会の組織ですが、いろ

いろ議論があるようであります。組織に対して、現在の組織でよろしいとお考えになっておられるか。特にこの組織をこのようにされた方がいいというような御意見があるかどうか。

もう一つは、保証協会の審議会の構成であります。御承知の通りに、出捐金が銀行であるとか地方公共団体から出されておるといふ関係がありまして、出捐金を出しておる銀行の代表であるとか、地方公共団体の議会その他の代表が当然でありまして、金融機関の代表が保証協会のいわゆる審議会の構成メンバーであるということに弊害はないのかどうか。まず、この二点について一応伺つてみたいと思ひます。

○深瀬参考人 ただいま先生からお尋ねのございました組織の問題でございますが、私、この問題は、理事会の構成とか、そういう内容の問題かと存じまして御答弁を申し上げたいと存じます。大体現在の組織は、金融機関の關係者約三分の一、それから都道府県ないし都道府県に關係いたしておりまする者が約三分の一、中小企業団体その他の中小企業の代表者という有識者が約三分の一、大体そういう程度で構成しておる、こう申し上げてよいと思ひます。私は、大体現在の三分の一という組織は、ほほいい組織じゃないかというふうに現在考へておるのでございませう。さしたつてそれを非常に変えなければならぬということは、私といたしましては今のところ感じていないのでございます。

それから審議会の構成の問題でございますが、これにつきまして、出捐をいたしました銀行の代表者が入つておるのはおかしい、こういう御意見かと

も思ひますが、これは銀行の利益代表という意味では決してございませんで、その銀行の代表者が持つておる金の知識、経験を十分に活用するということとございまして、非常にくだいて申し上げますと、みんな各銀行から出ておりますから、自行に水を引くというふうなことはできませんし、そういう心がけの方ではないはずでございます。さような意味合いでございますから、それに応じまして保証が非常に曲がついていくということは、私も現在でもないと思ひております。それで御答弁になりましたのでございましょうか。

○中村(重)委員 かつて私も保証協会の審議委員をしていただいた経験を持っております。ただいまの御意見に対して、いろいろの弊害と申しますか、実例を知つておりますが、きょうは一つ御意見を伺う程度にとどめておきたいと思ひます。

次に、保証の際の金融機関、民間の金融機関と、それから政府金融機関とのいわゆる比率ですが、政府資金に対して保証協会の保証をするということは矛盾であるということ、やらないことが一応建前にはなつております。しかし、実際の問題といたしましては、それが行なわれておることとございしますが、その件数に於いての比率は、大体どの程度になつておりますか。

○深瀬参考人 私、今手元に正確な資料を持つておりませんが、私の記憶いたしておりますところでは、大体政府の三機関で約七%を占めることではないかと考へております。

○中村(重)委員 政府金融機関の融資に対する保証が七%を占めることがない、こういう意味ですか。

○深瀬参考人 私どもの保証の中で占める三機関の比率の合計が七%以下だ、こういうこととございします。

○中村(重)委員 保証の場合でありませんが、金融機関が融資をする場合、これには保証協会の保証をつけてほしい、こういったこともありますし、保証協会の方に先に申し出をやる。そうして保証協会から銀行に、保証をするので融資をしてほしい、こういう申し出をする、その二つの場合が考えられるわけでありまして、おおむねこういう運営をしておられるのか、その点伺つてみたいと思ひます。

○深瀬参考人 どうも先生の方が私よりくろくろとございまして、しろうとがくろくろとお話をする格好になります。恐縮でございますが、第一の金融機関から保証協会に保証をつけて融資をされた、こういうお話の場合でございますが、これは中小企業者が銀行に参りました、銀行といたしまして、申し込みの金額につきましてはいさか信用が不足であるから、保証協会に保証をつけてもらえば融資をするという事態につきましては、銀行から保証協会に保証依頼をしてくるわけでありませう。それで、保証協会といたしましては、銀行の調査その他をもとにいたしまして、なおそれに独自の調査を加へまして、それによつて保証をするというのが、現在の仕組みでございます。

それから保証協会に直接中小企業者の方がお見えになります、保証依頼がございました場合には、保証協会独自の見解によりまして信用状態を調査いたしまして、保証の必要があるという

場合には、これを銀行にあつせん依頼をしておるというのが、現在の仕組みでございます。

○中村(重)委員 この点は、非常に重要な問題点であります。従来、銀行が金を貸しておった。ところが、どうも中小企業が経営が思わしくないやうだという心配というか、そういう配慮から、保証協会に保証をつけてほしい、こういうことで、その方に比重が移つていくということになって参ります。これは非常に問題が起つて参ります。この点については、あらためて適当な機会に、さらにまた突っ込んでお尋ねをしたい。特に保証の場合の配慮ということについては、この信用補完という面について十分御留意をお願いしたい、こう思うわけです。

次に、保証料率と限度額の問題でございますが、これはいつも委員会において問題になっております。限度額は全国統一でなければならぬのじゃないか。いろいろ経済性その他によつてこれはむずかしいと思いますが、保証料率というのは、全国一率ということが好ましいというところも、それでなければならぬ、こう考えられます。この点に対して、保証協会としてはいろいろと努力はしておられると思いますが、先ほど御意見がございましたように、地方団体その他関係方面からの出捐金の額の問題であるとか、あるいは保険公庫からの準備基金であるとか、融資基金というやうなもの、額が大きいたうことになって参ります。これは当然利率も保証料率も引き下げていかれるということが、いわゆる足並みをそろえていくことになりすすけれども、現在はそのやうなことになって

ないということにならうかと思ひますけれども、非常に困難なかどうか、またどのような努力をしておられるのであるか、その点をお伺ひしてみたいと思ひます。

○深瀬参考人 保証料の引き下げにつきましては、この私どもがちょうどいましております政府のおつくりになりました信用補完制度の現状というのに、大体現れておりますから、説明を省略させていただきますが、大体各協会とも一割というのを毎年引き下げの目標にいたしておるのであります。そこまで力が及びませんで、実際には一割を割りまして、五割から一割の間に保証料があるというのが事実でございます。それで、各協会とも毎年保証料を引き下げておるのでございますが、ただいかんせん、先ほど先生から御指摘になりましたやうに、引き下げにふさわしい経済的な基盤がまだ十分にできていないということから、引き下げる率が少ないのでございまして、これにつきましたは、保証協会の当事者としていたしましては、一番大きな問題でございまして、中小企業者に対する保証協会の責任の一つは、保証の分量をふやすということでございますが、一つは保証料を下げて中小企業者に負担軽減のもとに御利用願うということでございます。これにはなみなみなならぬ苦心をいたしておるということを申し上げて、御理解をお願いしたいと思います。

それから全国統一の問題でございますが、これは全国統一が望ましいのは事実でございますが、先ほど先生からお話ございましたやうに、保証協会の基盤にでこばこがございする関係上、格差は非常に縮まって参りました

が、なかなか統一というところまで至らないのでございますが、私は、現在におきましては、一部を除きますれば、それほど格差が開くという程度にはなっていないやうな心持でございまして、なお、この格差は縮めなければならぬという考え方を持っております。

なお、今後の問題といたしまして、統一ということがはたしてできるかどうかということについて突っ込んで申し上げますと、たとえば非常に基盤の強い協会で、バックになっております都道府県の財政力も非常に強い協会におきましては、たいてい現在の保証料を四厘なら四厘ということに全国統一しておきまして、自分の力でこの保証料をいまして、自分の力でこの保証料をもう一厘下げて何が悪いかということになりますと、その土地の中小企業者のためでございますから、これは下げてはいかぬというところは、私どもも言いかねると思つてございまして、たいてい一回くづけをいたしまして、やはり実際面では、その次の段階にはそれより低い協会が出てくるやうなことで、統一というのは一見非常

にいいやうでございしますが、その土地の中小企業者にとりましては、せつなく引き下げの機会がありながら引き下げてくれないやうな、第二の不満が次には出てくるのじゃないか。こういうことが、技術的に非常に厄介な問題として出てくることを、私も実は頭を悩ましておりますが、題の中に置いていたきたい、こういうふうに考える次第でございます。

しなればならぬということを前提として私の意見になるわけでありす。

それからいま一つ伺つておきたいことは、保険の増補率の引き上げの問題であります。先ほど小口保険は、件数において四〇%、金額にして一〇%、こういうことであったと記憶いたします。小口保険の増補率の引き上げということは当然でありますし、保証協会としましては、その点は強く望んでおられるところであらうと思ひます。増補率が低くなつてくるということになりますと、危険負担というやうな面からいたしまして、資金に限度がありますと、どうしても信用補完にちやうちよするということになって参ります。そういうことで、増補率の引き上げということに關する考え方を聞かしていただきたいということ、いま一つは、回収金の還付金制度、このことも、保証協会としては強く望んでおられるのではないかと思ひます。この二つの点について、一つ御意見を伺いたい。

○深瀬参考人 増補率でございますが、先ほど先生から御指摘になりましたやうに、増補率を引き上げることによつてもう少し踏み込んで保証をやる方がいんじやないかという御意見と伺ひますが、増補率が現在の七〇%が八〇%に、それがまた九〇%になれば、それにこしたことはないでございしますが、私の方といたしましては、一方、保険料の引き下げ、これに伴います保証料の引き下げということを追つてもなかなかむずかしいのでございすから、さしあたってはまず保険

料の軽減をいたしまして、それによりまして保証料の引き下げをはかり、身近でございする中小企業者の負担を軽減するやうなことが、一番の緊急の問題でございまして、増補率は、要するに保証協会が踏み込んでやればどうかという問題でございすから、これは一つは保証協会の心がまえによつて若干補ひのつく問題でございすから、まず保険料の引き下げ、これによります保証料の引き下げということに力を注いでおるのでございす。

それから還付金でございますが、これはくろうとの先生からお話がございしましたが、現在の中小小保険の管理、回収につきましては、これは保証協会といたしまして非常に苦心をし、努力を払つておるのでございまして、これは非常にそろばんずくの話になりまして恐縮であります。この還付金につきましても、せつなく回収したものは、建前上七〇%保証協会に残るやうなことでございまして、これは非常な出費と努力にかかわらず、せつなく回収したものが大部分保険公庫にお返しをするというところでございすから、せめてその出費の一部でも固定していただきたいということが、還付金のお願いでございまして、これも年来お願いをいたしておるのでありますが、金額においては、そんなに何十億というやうな大きな金ではございせんが、実際に至りませんので、どうか皆さんのお力によりまして、この問題も早晩解決がございすやうに、お力添えをお願いいたします。

○中村(重)委員 小口保険ですが、この制度がつくられたということは、貸

無担保ということにはなっておりませんが、現在は保証人全廃ということにはなっておりなくて、みんな連帯保証人をとっておくというのが実情であります。目下、すぐこの保証人まで廃止するという決意はございませんが、行く

の構成、その他保証協会の使命からまして、これが公約な性質のものでございまして、明日からの中小企業者の要望におこたえするために、保証の基盤を強化しなければならぬという事柄でもございますので、実は滞納者の資

の構成、その他保証協会の使命から見て、これが公約な性質のものでございまして、明日からの中小企業者の要望におこたえるために、保証の基盤を強化しなければならぬという事態でもございますので、実は滞納者の意

この小口保険で保証する場合、その審査委員というのには有力者がなつておる。それで、申し込みをした人の人柄であるとか、あるいは資産の状況といふものもよく知っているのだ。だからして代位弁済もないのだ。貸し倒れま

二%前後しておるといふような事故率は
でございます。二十万円以下の小口に
つきましては、約0・二%ばかり事故
率が高いのでございます。それで私
は、先生の御指摘の通り、中小企業対
策としてはいいのだと考えております

す。ですから、事故率が若干高いという事は、こういう保証の性質でございいますから、当然のことだと思ひまして、あえて事故率が高いから書面審査主義とか追認保証制度をしり込みするという気持は、さらさらございませぬ。これは一そう推進して、今お話がございしましたような、もうすぐ貸す、こういうところに持つていくのが理想じゃないかというふうに私も考へておりますが、遺憾ながらそこまでは現在いつていないというのが、正直なところでございます。

それから審査委員会でございますが、御指摘の点は、市町村で損失補償付の小口の保証を推進しておる場合のお話と思ひますが、確かに市町村は市は別でございますが、町村になりますと、その審査している人が、いやでもかまどの下まで御存じの方以外にならぬのでございまして、そういうことで、人をよく知つておる、こういうことがあります。私は、それはそれで隣近所でございますから、何でもかんでもだめだ、こういうことは言わなくて、むしろそれでその方の苦しい実情も考へになつておるから、それはそれでプラスの面も大いにあるのじゃないかと思ひます。それで、まず先生の御指摘になつたような弊害をできるだけ防ぎまして、よいところを伸ばしていくというふうに考へねばならぬんじゃないか、私しろうとながら考へておるわけでございします。

○中村(重)委員 いろいろとお尋ねをいたしました、時間の関係もございしますので、これで終わりますが、保証協会の果たす役割はきわめて大きいと思ひます。特に小規模企業を中心として信用保証をやつていくという面からいひまして、なおさら社会的な責任というものが強いわけでありましてこの小口保険制度というものをほんとに活用していく、こういう面で特段の御配慮を一つお願いしたいと思つたのであります。先ほど申し上げました中小企業の調査資料は、はつきり表示されておる問題です。金を少し貸してやるならば、生活がしていけるというものが、店をたたまないで済むものが、どうしても相手になつてくれるものがない、こういうことであつたらやめてしまつて失業者に転落しなければならぬ、こういうことになつて参ります。そういうことをしないように、そういういろいろな制度が考へられておるわけでありまして、第一線におきましては、その役割を協会が果たしていただいておるわけです。格段の御努力のもとにこの目的が十二分に達成できるように、御留意をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○達澤委員長 次に、田中武夫君。

○田中(武)委員 簡単に参考人にお伺ひしたいと思つたのですが、実は金融機関の歩積み、両建制度が、当委員会及び大蔵委員会と相当問題になつております。そこで、保証協会が保証をして融資をして金を借りた場合に、その歩積み、両建制度をとつておるか、どうかとつておるとするならば、どういふ金融機関がとつておるか、調べられたことがあるか、一つお答え願ひます。

○深瀬参考人 田中先生のお尋ねにつきまして、率直に申し上げまして、

私も一度も調べたとはございませぬ。

○田中(武)委員 これを一つ、全国の保証協会へ連絡でもとつて調べてもらいたいと思ひます。と申しますのは、金融機関から言へば、保証協会の保証がある。しかも、これもあとで申し上げたかたのようですが、金融ベースに乗るものを、むしろ保証協会に保証させておるわけですね。二重に保証させておつて、その上に歩積み、両建の制度をとつておる、こういう金融機関がある。従つて、そういう点がどういふ金融機関に、ことにどの方面にあるかというところを一つ調べていただきたいと思つておるわけでありまして、もう一つは、いわゆるあつせん融資と、それからそうでないものと分けて、どういふ点があるかと申しますと、たとえばどこかの金融機関へ行くと、こうして保証協会の保証をもらつてくれば貸してあげようというところの類と、むしろ保証協会の方へ相談があつて、保証協会が保証しますから貸してやつてくれ、これはあつせん融資ですが、これの割合は、どの程度になつておりますか。

○深瀬参考人 私、あつせん融資とそれから金融機関との保証の関係——実は、これは私責任者でございまして覚えているけれども、あつせん融資でございまして、今このところ、ここに資料を持つておりませんし、私正確な記憶がございせんから、後ほど政府を通じてその資料は御提出するということが御了承願ひたいと思ひます。

それから、保証付のもの、特に金融ベースに乗るもの、それにつきまして、歩積み、両建があるということの

調査をしつてお話でございします。これは実はなかなかむずかしい問題で、きょう、あつせん、こうおつしやられてはなはだ困惑するのでございまして、御趣旨に沿うようにしていきたいということで、今日のところは御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 それは直にと言つても調べにくいと思ひますが、実際問題として、保証協会の保証があり、しかも、その債務者自体は、保証がなくとも金融ベースに乗るような人を保証しておるのです。それにかつこの両建制度をとる、こういう金融機関があるわけなんです、こういうことについて、一つあなた方が、これは保証協会を通じてということになります、保証協会が保証する場合に、厳に歩積み、両建制度については金融機関に強く言つてもらいたい、このように思ひます。

それから、先ほどたとえば小口保険の二十万円を三千万円とか、いろいろワケの拡大ということを考へておつたが、それが実現しなかつた、こういう話ですが、実現しなかつたその理由といひますか、これもはつきりしてもらひます。公営が言つたのか、中小企業庁が言つたのか、大蔵省の方が言つたのか、どこかに強い抵抗があつて実現しなかつたのかどうか。その点が一点。

もう一つは、先ほど中村君も触れておりましたが、いわゆる保証制度というものは、担保力がないものに対して、政府の機関ないし公共機関によつて担保力を付与しようということがねらいなのです。ところが、実際におい

て、小口ではどうか知りませんが、担保をとつております。その担保をとる、とらぬのけじめは、大体どのようなところに置いておられるのか、お伺ひいたします。

○深瀬参考人 金融ベースに乗るものを保証しておるのじゃないかという第一の問題でございしますが、私、これはないと思ひます。と申しますのは、これはお借りになる方は、うぬぼれとは申しませんが、やはりお借りになる方から申しますと、これは保証は要らぬ、こういうふうにお考へになるのは、また当然のことでございます。金融機関から見ますと、やはり申し込みの金額をお貸しするには保証が要る。これはまたそういう見方もございまして、われわれといたしましては、これはやはり金融機関で保証が要るということでございます。保証しなければ中小企業者がお金を借りられないのでございまして、これは保証しておるということでございます。私は、それは必ずしも中小企業者の方が見られる通りとも考へないのであります。

それから保証協会があつせんしたもので、これはもとも保証の必要なものでございまして、金融ベースに乗るものをやつておるということは、ないわけでございます。

それから今の、限度引き上げについて実現しなかつた、これはどこに難関があつたかという問題でございしますが、これは私、政府全体でございましてお考へがきまつていない。これはどこかというところでなくて、政府全体じゃないかというふうに考へております。それから担保をとる、とらぬの限界いかに、こういうことでございます。

が、これはものさしがきちつとございまして、そのものさしに照らせばすぐわかるというものではございませんで、やはりケース・バイ・ケースでございまして、協会といたしましては、何も担保をとるのが能くございせんから、担保のないもの、それは保証人ではない場合は保証人ということになるわけでございしますが、そのはつきりしたはじめを示せということになりまして、私、現在ではそのものさしを各協会とも持っていない、全くケース・バイ・ケースだというふうに御理解願つていきたいと思います。ただ、場合によりますと、実は保証人になり手がなく担保があるというケースもございまして、それは人様の保証をするのでございまして、なかなか保証人になり手がいないという場合も、間々あり得るわけでございします。それで、それにかわりまして担保の提供をやっておるといふケース、小口につきまして万一担保を提供しておるといふことがありますれば、そういう特殊事情によるものではないかというふうに私は考へておるわけでございします。

○田中(武)委員 これで終わります、質問というより要望なんです、先ほど言いましたように、保証協会がもしなかったら銀行は貸すであろうというふうなところを、やはり保証協会があるから保証をとらしておる、こういう事実はあるわけなんです。だから、金融ベースに乗るものに対して、なおかつ、銀行側からいけば、金融機関側からいけば、その保証をつけさしておる、こういうケースはあると思うのです。

それから、先ほど申しましたよう

に、そういう保証によって金融を受けた場合に、歩積み、両建制度はとらないようにということをお願い保証協会から相手の金融機関へ申し込んでもらいたい、そう思うわけなんです。

それからもう一つは、先ほどのものさしがない、こういうことなんです、この方針として、担保をとるといふことをどのように考へていくか、あるいはまた中央として、各府県の保証協会に対して、どのような考え方で指示といたしますか、指導をしていくか、こういうことをお伺いしたいわけなんです。

○補佐政府委員 先ほどから深瀬参考人がいろいろ申し上げておるうちに、政府といたしまして、これはできるだけ中小、特に零細の方々に金融が円滑にいくようにということをお願いいたしまして、今後運賃は改善したい、こう思っておりますが、しかし、何と申しまして、これはやはりファイナンスという格好でございまして、もう何でもとにかくきたら無条件でやるといふことではございせんので、そこには非常に弾力の妙を得させまして、できるだけゆるやかにやってやりたい。特に、先ほど深瀬参考人も申し上げましたように、一般の事故率等に比べて、小さいものの事故率というものは一割以上高くなっているけれども、それでも制度の趣旨からいってやむを得ないのじゃないかということ運用もやっておりますが、われわれの方でも、大体そういうような趣旨で、原則としてはやはり一応ファイナンス・ベースで考えるべき筋合いのものであるということから、保証人をとるか、あるいは保証人は無理だけれども、事務的にいいたら、連帯保証人に

なつてくれぬけれども、たまたま物的担保があるからそれで金を貸してやつてくれぬかといったような場合には、保証人が担保か、両方どちらでもというふうな選択の道を開くということと差しつかえないんじゃないか。必ず物的担保をとるといふふうに強制するということとは、これは私は行き過ぎだろうと思ひます。

○田中(武)委員 ついでに歩積み、両建のこともちよつと……

○補佐政府委員 それから歩積み、両建につきましては、これはもう大蔵大臣、通産大臣がたびたび申し上げておられますように、われわれの方も絶対これにはやめてもらいたいと思つておりますし、特に今のような元来金融ベースに乗る人へのこの保証をつけさせて、しかもそれに歩積みさせるといふようなこと、これはもう非常にけしからぬことだと思ひますので、これは協会ともさらに協力いたしまして、実情も調べた上で善処したいと思つております。

○松平委員 今の田中君の質問に関連してですが、深瀬君にちよつとお伺いいたします。

今の金融ベースに乗るか、乗らないかということについて、私はこういうことがどうも保証協会の幹部の中にはあるんじゃないかという気がするんですが、これはやはり保証協会だつて一種の経済行為をやつておつて、職員もいるわけで、なるべく事故の起こらないようなものが保証を求めてくれれば一番いいわけだから、そこで保証してあげますといふて勤めるのです。保証してあげますといふて勤めた場合に、よく見て、あなたは保証が要らないんだ、あなたは保証が要らないから銀

行へ行って借りろ、そういう態度ではないわけなんです、今の保証協会の幹部その他の態度というものは、保証してやるのだ、もう相手がどんな人でもそういうことできく傾向が、私はあるというふうには思つてゐるんです。そこで、それに対する指導、これは連合会並びに政府の関係者の指導がそこで徹底してないと、今のような弊害というものが出てくるんではないかというふうに思ふので、これは一つ注意をしようと思ひたい。もしそういうふうな傾向があるならば、一つ注意をしようと思ひたい、こう思ふのですが、どうですか、そういうふうな傾向は……

○深瀬参考人 保証協会に申し込んできたもの、これを全部、もう要らぬものまでんでおるといふように私どもは考へておりませんが、もし万一先生が御指摘になりましたように、保証協会が保証をしなくてもいいものが出ましたら、これは保証要らずに銀行で融資してやつてくれ、こういう依頼は、私、現在でもしておると思ひますが、全体的には、やはり保証協会に来る方、直接あつせんを頼んでくる人は、もう大体おむね銀行に取引先のないようなものが比較的多いわけでございしますから、やはり見方によつたらそういう見方もあるのですが、そこまで傾向がそうだといふふうにはごらんにならないで、私の方は少し迷惑でございします、先生の御親切な御注意はまさにその通りでございしますから、私の方も、全協会に、そういう先生からの御注意がありましてから、そういうことが決まらないうちに、御趣旨を徹底させるようにいたしたいと存じます。

○松平委員 それは私は、二つそういうことが助長される傾向があると思うのです。それは、保証協会の役員というものは、大体銀行上がりで、ほとんどの県は、そこで銀行マン・タイプの、そういうところで育つてきた人は、どうしても銀行経営の頭で経営するという考えが先へ立つと思ふので、私が見てゐるところでは、それから県が相当出資金を出しているということから、県の役人が介入して、じゃ一つ保証協会が保証をつけてやつたらどうか、こういうのもつて、自分がつくつた一つの金融機関の補助機関のようなものであるから、そこで県は、ほかに金融機関は信用組合以外にはほとんどないわけだ、ですから、必要以上に保証協会を活用したがるという傾向が、県の役人にはあると思ふのです。それが間々、結果においては保証協会を育てていくという考えから出てきてゐるわけだから、その影響というものは逆に借り手の方へくるおそれがある。こういう二つの原因があるのではないかと私は思ひます。それから、それはそれとして、もう一つ保証料を払う場合において、それだけ高い利息になるといふことになるから、今お聞きすると、銀行に対して、保証協会が保証したものの保証の率に相当するものを、銀行をして利息を負けさせるという指導をしておるといふことを聞いておる。これは非常にいい指導の仕方だと思つておるのですけれども、これは指導であるから、全般的にはむずかしいかもしれぬけれども、しかし、この事実上の指導を一つの制度化していくことを國は考へたことがあるかどうか。これは企業庁の長

官と大蔵省に聞かなければならぬ問題だが、せっかく保証協会が——保険公庫もそうだけれども、保証したものは、とにかく保証されておるのだから、その程度においては利息を負けてもいいじゃないか、こういうことで銀行にあつては負けさしておる、そういう方向にあるわけです。それをつまり制度化したらどうかという意見は、政府内部にあるかどうか。なければ、これは検討を要する問題じゃないかと思うのだけれども、政務次官、この問題はこういうふうに考えますか。

○廣瀬(正) 政府委員 一部の地方におきましては、松平委員御指摘のような事実があるそうでございますが、全体の国の方針としてはそういうことをするかどうかということにつきましては、十分検討してみたいと思っております。

○松平委員 今二割ばかり小口保証の事故があるというが、当初この制度をつくったとき、特別会計でつくったときには、予算を要求したときの記憶によると、事故率は二五%あるという考えでこれを始めたわけです。それが今日は独立した金融公庫になって、保険公庫になっておるのだが、それを始めた当初は、始めたばかりであつて、関係者はみんな、今言う保証協会なんか銀行マン上がりだということで、銀行と同じような経営をしてきたためにこの事故率が少ないのだが、初めは事故率があつてはかるべきであつて、二〇%は少ない、二五%くらいは事故率を出しても平気だくらいの気持で初めの出発点はあつたのです。だから、事故率はあまり気にすることは無いと思

う。ところで、今の保証協会並びに保険公庫は、現在の資金の中では、事故率はどの程度まで持ちこたえるという算定をしておりますか。

○深瀬参考人 私が申し上げると、政府の領分を侵したような格好になりませんが、私もどなたも申し上げては、大体二%から三%の間というものが、保証協会としてあるべき事故率というふうに大体そろばんをとつておるわけでございます。

○松平委員 保険公庫はどうですか。

○榎田政府委員 昭和三十三年年度の予算を要求いたしましたときには、われわれ試算いたしましたまして、大体小口保険につきましては二・五%、それから包括第一種につきましては二・三%、包括第二種につきましては二・一%、今度の近代化保険は四%、大体今申し上げたようなことで計画いたしております。

○松平委員 そこで、その変化はどういうふうに変化しておりますか。つまり公庫ができてから、事故の増減というものは、全部の保険の件数と金額というものと照らし合せて、ふえておるんですか、減つておるんですか。

○榎田政府委員 ここに正確な資料を持っておりますので、もし間違つておりましたら、あとから訂正させていただきますが、大体当初の予定よりも好成績と申しますか、事故率は少ないんじゃないか。それから回収率あたりも、若干予定よりもよくなつておる、そういうふうに推移していると考えております。

○松平委員 金融引き締めで非常に困つておるにもかかわらず、事故率が少ないというのは、これは銀行マン的な

経営の仕方をやつておるんじゃないかと私は思う。このことは、これをつくつた趣旨から反する、実際言うとは、ずれるんだ。それは零細な企業をやるんだから、しかもあなたの方で、事故率の少ないのを表彰したりするなんということをしないで下さい。事故率があつた方がむしろ表彰のなんだ。

これはそういう趣旨で初めからつくつておるんだ。だから、そこらのところの運営は、非常にむずかしいんです。事故率を奨励するわけにいかぬわけだ。そうはいかぬけれども、しかし、そこそこは銀行の経営のような経営でやつちやいかぬということなんだ、新しい制度なんだから。そういう態度の人間が出てないんだ。そこで、これは人間の養成が必要になつてくるのかもしれないけれども、とにかくそこらのところはやはり政府自体がよほど指導しなければいかぬし、連合会も、その意味においては指導体制を強化していかなくちゃならぬじゃないか、こういうふうに私は思ふわけですよ。それから、いつも言うことだけれども、担保をとるわけですが、あなた方は、大蔵省に対して、どうして登録税の免税というのを交渉しないんだ。

大蔵省の立場は、全額国庫の出資のものであるならば、登録税は免除してやるんだから、それは国民金融公庫とか中小企業金融公庫は、担保はとも、登録税は免税になるわけだ。ところが、これは民間の資金は二%か三%ですよ。保証協会というものは、九%何パーセントというのは、地方公共団体なり政府の貸付金なりになつておるわけなんで、そういう国家資金が大部分使われておつて、その性質は国民

金融公庫と何ら変わらない。しかも、零細なものを対象としておる金融の補助機関であるにかかわらず、片っ方は免税しておつて、片っ方は全部登録税をとる、こういう片手落ちのことを今まで放任しておつておつておつておつておつて。これは今までどういう交渉をしましたか。

○加藤(徳) 政府委員 ただいま御指摘のようなことも考へておるわけですが、全額政府資金で運営されているものについては、登録税の免税という原則が貫徹されているわけですが、御承知のように、保証協会につきましては、融資基金を貸し付けるといふ程度でございまして、あとはほとんど地方公共団体並びに民間の金融機関といふことになつております関係から、今申し上げましたような原則からはずれません。しかも、そういう出資金については、解散をいたす場合に、残余財産の請求権があるというようにございまして、ほかに非常に波及するところが大いというわけで、一応現状通りやつておるわけでありまして。

○松平委員 同様の性質のもので波及するものは、どういふものがございまして、ないのじゃないですか。

○加藤(徳) 政府委員 同じようなことを農業関係でもやつておりますが、そういう面に対する影響もあるのではないかと思ひます。

○松平委員 農業関係といふのは、信用組合ですか、農協ですか。

○加藤(徳) 政府委員 私は、名前ははつきり存じませんが、中小企業についての信用保証制度と同じ制度が、各府県で現在行なわれているはずでござ

います。それが、それなんかも影響の及ぶ一つの例ではないかと存じます。

○松平委員 全額国庫資金でなければいかぬということを大蔵省でも言つておるけれども、保証協会の基金といふものは、地方公共団体の基金が九〇%でしよう。これは全額国庫ではないけれども、ほとんど地方公共団体の金なんだ。大蔵省の言ひ分を君らはうのみにして、今日まで十年間も過つておるわけだ。もう少し強く主張できないものかね。

○榎田政府委員 私はなほだ不勉強で、実情はつまびらかにいたしません。が、さらによく、今のどの程度ほかとの影響があるかといふたようなこと。それから全額政府出資している場合とどこで一体線を引く理由があるかといふことにつきましては、もう少し研究させていただきます。その上であらためて御答弁申し上げたいと存じます。

○松平委員 十年も研究しているんだ。長官のかわるごとに研究している。問題にならぬんじゃないかね。振興部長、君は去年からいるんだらう。

○加藤(徳) 政府委員 御指摘の点、まさにその通りでございます。実は来年度の予算の場合には、問題を持ち出さなかつたのでございまして、昨年の中小企業関係は正の要求の中に入れた要望はいたしたわけでございまして、さつき申し上げたような理由で、実現に至らなかつたのでございまして、大へん遺憾に思つておりますが、今後ともよく検討して、努力いたしたいと思つております。

○田中(武) 委員 最後に、松平さんの件だが、今度企画庁から通産省で出そうとしている、海のものとも山のもの

のともわからぬが、国際競争力強化法案というものが、この中でも登録税は免除でしょう。そう考えてくると、松平さんの言われたような点は、強く要求していいと思うんです。国際競争力強化何とかということ、合併さすんだというか、自主的に合併するか、そんなものは税法による登録税その他を免除している、そういう規定が全部入っているはず。これは強く言ってもいい。

もう一つは、参考人ですが、先ほどちょっとお話ししたときに、すでに貸してしまつてから保証要求があつて、事後承認というような場合があると言われましたが、それなんかは、まさに金融ベースに合うものをさらに保証をとる、こういうケースになるのと違いますか。

○深瀬参考人 それは田中先生の少し思い過ぎでございます。これは保証協会から一々持つていくのも大へんだから、もう一刻を争う金だから、銀行で貸して、銀行はあとから保証協会の保証を取りつければオーケーになつてくるという特約がございますから、それで早くするというだけの意味でございます。必要でないものまで——これはお得意さんでございますから、そんな二十万円も借りるような方の負担力はわかつておるから、それに保証料までかけるというあこぎな金融機関はないと思うのです。その心配は御無用かと思ひます。

○田中(武)委員 それならそれでいいですが、あんまり金融機関ばかりを信用せられてもどうかと思うので、そういう場合は検討を要するだろう、こういうふうに思ひますので、一言申し上げて終わります。

○遠澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十七日午前十時より開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十分散会

昭和三十八年三月二日印刷

昭和三十八年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局